

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年2月18日
【事業年度】	第67期(自 2024年11月21日 至 2025年11月20日)
【会社名】	北恵株式会社
【英訳名】	KITAKEI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北 村 誠
【本店の所在の場所】	大阪市中央区南本町三丁目6番14号イトウビル
【電話番号】	(06)6251-1161 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経理部長 斎 田 征 人
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区南本町三丁目6番14号イトウビル
【電話番号】	(06)6251-1161 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経理部長 斎 田 征 人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第63期	第64期	第65期	第66期	第67期
決算年月	2021年11月	2022年11月	2023年11月	2024年11月	2025年11月
売上高 (百万円)	57,225	60,874	62,368	61,286	58,977
経常利益 (百万円)	920	1,005	1,172	1,096	906
当期純利益 (百万円)	644	641	812	718	551
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	2,220	2,220	2,220	2,220	2,220
発行済株式総数 (株)	10,011,841	10,011,841	10,011,841	10,011,841	10,011,841
純資産額 (百万円)	12,400	12,816	13,355	13,748	14,058
総資産額 (百万円)	27,381	28,697	29,008	29,082	27,849
1株当たり純資産額 (円)	1,336.51	1,381.40	1,439.50	1,481.56	1,514.55
1株当たり配当額 (内、1株当たり 中間配当額) (円)	24.00 (-)	24.00 (-)	36.50 (-)	28.00 (-)	28.00 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	69.42	69.10	87.59	77.47	59.38
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	45.3	44.7	46.0	47.3	50.5
自己資本利益率 (%)	5.3	5.1	6.2	5.3	4.0
株価収益率 (倍)	13.4	10.3	10.1	10.7	14.4
配当性向 (%)	34.6	34.7	41.7	36.1	47.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	92	353	1,825	603	471
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	324	198	208	66	14
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	231	222	222	337	258
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	10,321	10,253	11,648	11,848	11,103
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	376 [38]	374 [54]	385 [54]	389 [60]	383 [59]
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	102.4 (120.9)	81.3 (119.4)	103.9 (147.7)	101.1 (172.0)	106.8 (215.5)
最高株価 (円)	1,065	1,000	1,024	964	999
最低株価 (円)	821	664	610	750	733

- (注) 1 第65期の1株当たり配当額には、第65期記念配当6円50銭を含んでおります。
 2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 3 最高・最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。

- 4 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第64期の期首から適用しており、第64期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 5 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
- 6 第67期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第66期以前についても、表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。
- 7 2025年11月期の1株当たり配当額28円については、2026年2月19日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。

2 【沿革】

提出会社は、株式 1 株の額面金額500円を50円に変更するため、形式上の存続会社となる北村恵商事株式会社を1977年11月21日に合併いたしました。このため、形式上の設立登記年月日は、1950年 2 月 7 日となっております。

この合併は、当社の株式額面変更のための法律的手続として行ったものであり、企業の実態は被合併会社である北村恵商事株式会社が合併後もそのまま存続しているのと同様の状態でありますので、以下の記載は実質上の存続会社であります提出会社の設立以後の企業集團に係る経緯について記述しております。

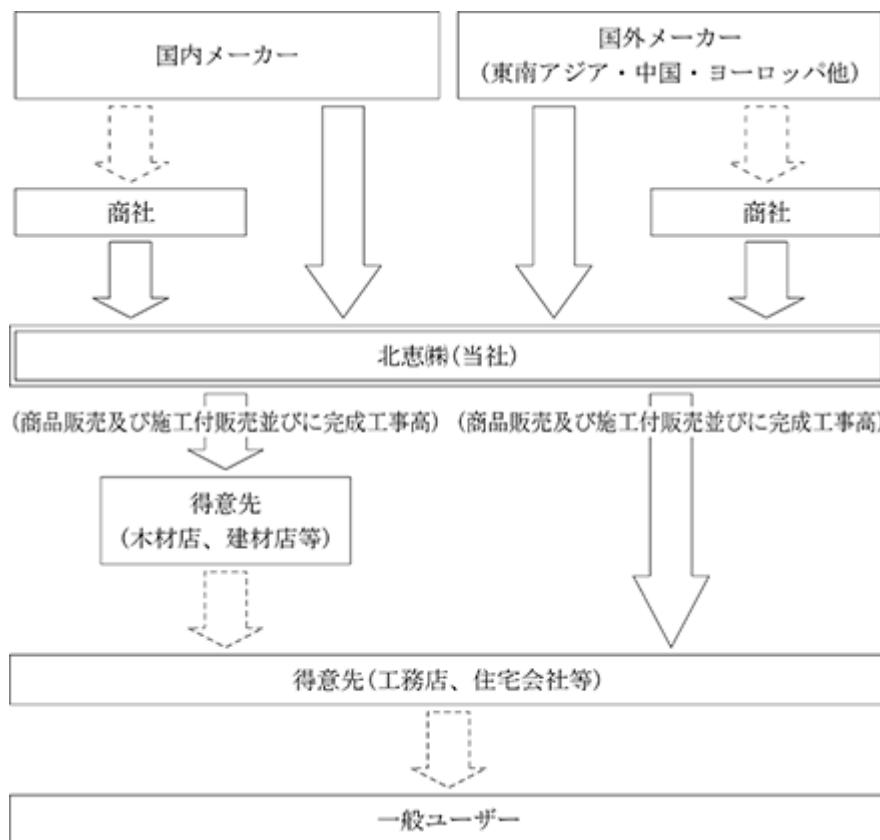
年月	概要
1959年12月	北村恵商事株式会社を設立。ベニヤ板、二次加工合板、木材の販売を開始する。
1960年 2 月	大阪府大阪市に堀江営業所（現 大阪営業所）を開設する。
1963年 7 月	（有）北村商店を吸收合併する。
1968年 2 月	東京都千代田区に東京営業所を開設する。
1970年 7 月	兵庫県姫路市に姫路営業所（現 兵庫営業所）を開設する。
1977年11月	額面を50円に変更するため、1950年 2 月設立の北村恵商事株式会社 形式上の存続会社 へ吸收合併される。
1978年12月	従来の卸売業と並行してプライベートブランド商品（現 KITAKEI商品）の開発、販売を本格的に開始する。
1983年11月	商号を北恵株式会社に変更する。
1990年 8 月	大阪証券取引所市場第二部特別指定銘柄（新二部）に株式上場する。
1992年 2 月	特定建設業の大阪府知事許可を取得する。
1995年 5 月	大阪証券取引所市場第二部銘柄に指定される。
2001年 1 月	一般建設業の国土交通大臣許可を取得する。
2003年11月	福岡県福岡市に福岡営業所を開設する。
2004年 5 月	愛知県名古屋市に名古屋営業所を開設する。
2006年12月	（株）福住新建材の全株式を取得する。
2009年 5 月	（株）福住新建材の商号を福住株式会社に変更する。
2012年 5 月	ベトナム社会主義共和国にホーチミン駐在員事務所を開設する。
2013年 7 月	大阪証券取引所と東京証券取引所の現物市場の統合に伴い、東京証券取引所市場第二部に株式上場する。
2018年10月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定される。
2021年 8 月	子会社福住株式会社を吸收合併する。
2022年 4 月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、スタンダード市場へ移行する。
2023年 4 月	（有）古賀文化瓦工業所を子会社化する。
2024年 8 月	本社と東京本社の二本社制へ移行する。

3 【事業の内容】

(1) 事業内容

当社は、木材店、建材店、工務店、住宅会社等に対して新建材、住宅設備機器等の商品販売及び施工付販売並びにこれらの付帯業務を行っております。

当社の事業系統図を示すと次のとおりであります。



(注) 当事業年度末において、非連結子会社が1社（有）古賀文化瓦工業所）あります。
持分法適用会社はありません。

(2) 取扱主要商品

当社取扱主要商品及び当事業年度の売上高構成比率は、次のとおりであります。

品目別	主要商品等	売上高構成比率 (%)
		当事業年度
		自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
木質建材	室内ドア、クローゼット、フロア、システム収納、階段セット	11.2
非木質建材	石膏ボード、断熱材、屋根材、不燃ボード、サイディング	6.2
合板	ラワン合板、針葉樹合板	2.4
木材製品	木材構造材、木材造作材、フローリング、集成板	4.2
住宅設備機器	システムキッチン、ユニットバス、洗面化粧台、トイレ、空調機器、燃焼機器、太陽光発電パネル	23.9
施工付販売	外壁工事、住設工事、屋根工事、構造躯体工事、内装工事、サッシ工事、太陽光発電システム	2.7
完成工事高		42.3
その他	サッシ、エクステリア、化成品、建築金物、建築道具	7.1
合計		100.0

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年11月20日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
383 [59]	41.6	13.0	6,287

セグメントの名称	従業員数(名)
建材販売事業	336 [54]
全社(共通)	47 [5]
合計	383 [59]

(注) 1 従業員数は、臨時従業員(パートタイマー及び派遣社員)を除いた就業人員であります。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んであります。

3 全社(共通)は、管理部門等の従業員であります。

4 当社は、単一セグメントであるため、建材販売事業の従業員数を記載しております。

5 従業員数欄の[外書]は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

(2) 労働組合の状況

当社には労働組合は結成されておりません。

労使関係については、良好な関係を維持しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注1)	男性労働者の育児休業取得率(%) (注2)	労働者の男女の賃金の差異(%) (注1)		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
1.8	-	57.9	57.9	36.6

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. 賃金は、役職・等級・職種により定めており、男女の賃金差はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「人ある限り住まいに対するニーズは永遠である」と捉え、多様化する住まいのニーズを充足するため、取引先と住まいのユーザーに満足していただく資材・サービスの提供を第一義として、常に存在価値のある住宅資材提供会社を目指すとともに、個々の力を結集して「選ばれる企業」、そして「社会に認められる企業」を目指しております。

(2) 経営環境

当社が属する住宅関連業界におきましては、政府による住宅取得支援策等が続くものの、構造的な要因としての少子高齢化や人口減少等から需要は徐々に減少することが見込まれ、また、足元では物価高や建築資材価格の高騰に伴う住宅価格の上昇による住宅取得マインドの低下が懸念されることから、新設住宅着工戸数の減少は避けられないものと認識しております。

(3) 目標とする経営指標

当社は、収益性を重視するために「売上高総利益率」及び「売上高営業利益率」を、また、企業価値を高めるためにオリジナル商品・施工付販売等の「売上高構成比率」を主な目標数値として企業経営を実施しております。

(4) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、今後予想される市場環境の変化に対応するため、取引先のニーズを的確に捉えた提案を実施し、高品質な商品及びサービスの提供を推進することにより、現有マーケットでの業績の維持向上のみならず、顧客基盤の拡充にも積極的に取組んでまいります。

その遂行にあたって、当社の主たる市場である新築住宅市場はもとより、リフォーム・リノベーション市場や非住宅市場などに対して、施工付販売や物流機能を活かし、既存得意先との関係強化と新規取引先の開拓に努めてまいります。また、工事機能のさらなる充実による工事売上・工事領域の拡大、太陽光発電システム・蓄電池等をはじめとした環境配慮型商品やオリジナル商品の拡販などに注力するとともに、業務の効率化を図り、業績の向上に努めてまいります。

なお、先行き不透明な環境の中で中期的な業績予測を掲げることは必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの立場から、現状において中長期計画を開示しておりません。当社の経営戦略や財務状況等を正しくご理解いただくための情報開示の在り方として、現時点では、事業年度毎の見通しの公表、決算説明会における翌事業年度の経営計画を説明しております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、「サステナビリティへの取組みの強化」と、「資本コストや株価を意識した経営の実現」が、今後優先的に対処すべき課題と認識しております。

「サステナビリティへの取組みの強化」に向けて優先的に取組む課題は、「環境」と「人的資本経営」であります。「環境」については、計画植林材の使用や省施工商材の開発・環境配慮商品の拡販、物流の効率化等、今後も事業活動を通じて課題に取り組んでまいります。「人的資本経営」については、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針に則り、社内環境整備に努めておりますが、高齢者活躍の推進、高度化する事務業務や営業職の事務量増に対応する業務分担の再構築とそれに伴う多様な人財活用の推進が今後の課題であります。

なお、当社は、「資本コストや株価を意識した経営の実現」に向けて、現状分析、計画策定・開示を行ってまいります。2025年11月期における当社のROEは4.0%、PBRは0.57倍と1倍を下回っている状況となっております。現状、当社の業績に影響を与える新設住宅着工戸数は減少傾向にあり、不安定な為替相場の動向、物価高や建築資材価格、エネルギー価格の高騰等も続いていること、このような先行き不透明な経営環境等が当業界に対する市場評価を比較的低くする要因になりうると考えておりますが、ROEやPBR等の財務指標の改善に取り組んでまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は次のとおりであります。

当社は、経営理念の軸に置く社会的責務において、これまでに集積された実績・知識・イノベーションへの取組みの一層の向上を図り、事業活動を通じて、サステナビリティの課題に取り組んでおります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社は、地球環境の保全が人類共通の重要課題の一つであることを認識し、事業活動を行うにあたり環境に配慮して行動することを基本方針としております。

また、住まいのトータルサプライヤーとしての当社の事業活動は、環境へのかかわりが深いことを認識し、住宅資材や設備機器において環境対応型（環境配慮型）商品を積極的に取扱い、より良い住環境の創造に貢献することを目指しております。

サステナビリティへの取組みの強化は、会社の持続的な成長及び更なる企業価値の向上のための重要な課題の一つであると認識しております。

(2) 戦略

当社は、持続的な成長に向けての優先的課題として、以下のとおり「環境」と「人的資本経営」に取り組んでおります。

環境

炭素税の導入によるコスト増加の可能性は、利益を圧迫するため影響は大きいものと認識しております。対策としては、脱炭素型商材への切り替え、太陽光パネルによる創エネ設備の拡大、物流の効率化等を推進することで、影響の軽減を目指しております。

森林保護政策の強化は、コスト増加の可能性も考えられる一方、環境対応型（環境配慮型）商品の推進という側面で当社の事業活動への機会と捉えております。

・植林木を使用した無垢商品の開発・販売を通して森林資源の保護に貢献

当社のオリジナル商品「リラクシングウッドシリーズ」は、“人と環境にやさしい製品創り”をコンセプトに商品開発しております。可能な限り多くの植林材を使用した無垢商品の開発・販売を通して、森林サイクルの継続・保全を推進しております。地球上の限られた木材資源を有効活用することで森林サイクルを促し、次世代に繋げる循環型社会の維持・持続可能な森林経営への貢献を目指しております。

また、常に身体と触れ合う床材には、無垢の木材を利用する事が、人々の健康に寄与すると言われています。当社では、海外のフローリング製材工場と提携し、環境や人々の暮らしに配慮した商品の提供に取り組んでおります。

・自社ブランドによる省施工商材

大幅な工期短縮の実現、工場加工によるプレカットで、現場での廃材の排出を抑えた住宅建材を開発しております。住宅の外壁工事における軒天木下地工事・軒天井取付工事・化粧破風取付工事・シール工事・塗装工事では、多くの手間と工期がかかるていましたが、破風板と軒天井を一体化することにより、省施工を実現しております。また、ふすまや障子を簡単にリノベーションできる「リノベパネル」を開発し、撤去工事なしで既存枠をそのまま利用できるようにすることで現場廃材を抑えております。

・サイディングプレカット事業で環境配慮

外壁工事における現場での騒音や粉塵を減らし、工期短縮を実現するプレカット工場を自社で運営しています。システム図面資料や設計データをもとに、あらかじめ外壁材を当社工場でカットし、現場では貼り付け作業のみを行います。建築業界で課題とされている現場廃材等の環境問題や深刻化する職人不足等の諸問題への対応として、取り組んでおります。

・自社ブランドで抗ウイルス・抗菌加工認証製品の展開

健康意識の高まりに対応すべく、当社は2021年5月20日にSIAA（抗菌製品技術協議会）の正会員となり、

SIAA基準適合抗ウイルス・抗菌加工の認証を取得しました。

ウイルスの抑制等、人々の健康と福祉に配慮した取組みを目指しております。

・省エネルギー資材の販売推進

エネルギー消費量の少ない建物を実現するため、熱伝導率の低い断熱材の提案販売を推進しています。性能の高い断熱窓や断熱材を使用することで快適な室内環境を維持し、省エネで環境に優しく、高い断熱性で健康にも配慮した住まいの実現を目指しております。また、太陽光発電や蓄電池の販売を通じ、ZEHのみならずLCCM（ライフサイクルカーボンマイナス）住宅建設の普及推進への貢献を目指しております。

人的資本経営

当社における、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針は、以下のとおりあります。

「企業は人なり、人材こそ最大の財産」という考えのもと、人財育成を経営上の重要課題の一つとして位置づけております。経営基本方針においては「人財に選ばれる企業」を掲げ、その実現に向けて従業員エンゲージメントの向上に取り組んでおります。

2022年には、人事施策に関する課題把握を目的として全従業員を対象としたサーベイを実施し、その結果を踏まえ、「評価・報酬制度の一新」「研修・教育制度の充実」「就業制度の改善」を中心とした施策を実施しました。さらに2025年には、「人財に選ばれる企業」の実現を一層推進するため、人事機能の強化を目的として人事部を新設し、再度サーベイを実施しました。これにより、新たな課題の抽出および既存施策の有効性の検証を行い、継続的な改善を進めております。

・評価・報酬制度の一新

2023年11月より、経営基本方針の実現に向け、会社が従業員に期待する行動を評価項目に反映する等、評価制度を改定しました。評価を通じて課題を明確化し、従業員の成長を促進することで、組織全体の持続的な成長につなげる仕組みとしています。

また、報酬制度についても見直しを行い、月給と賞与の構成比を再設計し、賞与の一部を月給へ移行することで待遇の安定性向上を図りました。あわせて、年功序列的要素を抑制し、能力および成果を重視した評価・待遇体系へと移行しております。

・研修・教育制度の充実

全所属長以上を対象に、組織マネジメントおよび人財マネジメントに関する研修を実施し、自身のマネジメントのあり方を見直す機会を設けております。また、評価制度の改定にあわせて評価者研修を行い、評価の公正性および納得性の向上を図っております。

新卒入社の従業員については、入社後3年間を育成期間と定め、OJT担当者、所属長、育成責任者および人事部が連携する育成体制を構築しています。四半期ごとにPDCAサイクルを運用し、育成内容の継続的な見直しを行っています。さらに、営業、建築、経理、法務、与信等の業務遂行に必要な専門スキルに加え、業務の高度化・効率化に対応するため、ITツールの活用やデジタルスキルの向上を目的とした教育についても体系的に実施しています。階層別研修についてはオンデマンド形式により、従業員が必要に応じて受講できる環境を整備しております。

・就業制度の改善

多様な働き方への対応として、休日・休暇制度の拡充を進めております。2025年には、法定基準を上回る育児支援制度を導入し、仕事と育児の両立を支援する職場環境の整備を行っております。

今後は、人財確保の観点から、第二新卒を含む新卒採用およびキャリア採用の強化に加え、再雇用制度の見直しによる高齢者の活躍促進に取り組みます。また、事務業務や営業職における業務の高度化・増加に対応するため、業務分担の見直しおよび多様な人財の活用を進め、組織力の維持・向上を図ってまいります。

(3) リスク管理

当社は、リスク管理規程に基づき、全社的なリスク管理体制を構築しております。年1回リスクの見直しを実施して「予見されるリスクの一覧表」を更新すると共に、リスク対策の進捗状況は年2回、取締役会に報告しております。

当社は、サステナビリティに関するリスクと機会の把握が中長期的な企業価値向上に向けた重要な取組みと位置付け、識別・評価・管理を行い、必要に応じて、取締役会に報告いたします。

(4) 指標及び目標

当社は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を、地球温暖化対策につながる重要な課題として認識しており、事業者自らによる温室効果ガスの直接排出量と他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出量の測定につきましては今後検討してまいります。

また、人的資本に関する指標と、その目標及び実績は次のとおりであります。

指標	目標	実績（当事業年度）
管理職に占める女性労働者の割合	2030年11月までに 5.0% 女性総合職の採用及び基幹事務職から総合職への職種転換の推進	1.8%
男性労働者の育児休業取得率	男性社員に対して、育児休業の促進を行ってまいります。	0.0%
労働者の男女賃金差異 全労働者 正規雇用労働者 非正規雇用労働者	当社は、経営基本方針に「人財に選ばれる会社」を掲げております、従業員エンゲージメントの向上を図るため、人事制度の見直しを行っております。 今後につきましても改善に向けて取り組んでまいります。	57.9% 57.9% 36.6%

3 【事業等のリスク】

当社における有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、また、本記載は、将来発生しうるすべてのリスクを網羅したものではありません。

(1) 新設住宅着工戸数の増減について

当住宅関連業界の業績は、新設住宅着工戸数の増減に大きく影響されます。なかでも当社におきましては、取扱商品・得意先構成により、持家住宅並びに分譲一戸建住宅の増減が業績に大きな影響を与えます。

なお、住宅ローンの金利優遇措置等の住宅関連政策や住宅取得等資金の贈与に係る非課税枠をはじめとする住宅関連税制の動向、物価高や建築資材価格の高騰に伴う住宅価格の上昇などが、住宅取得に対する消費者マインドを大きく変動させるため、それに起因する住宅需要の急激な変化が当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

当社では特徴ある機能付販売の強化等を推進し、影響の軽減に努めています。

(2) 災害・事故・感染症等について

地震や津波・洪水などの自然災害・大規模事故・感染症やその他予期せぬ事態の発生時に当社の従業員・事業所・設備あるいは当社が行う工事物件等に被害が生じた場合や、取引先並びに仕入先メーカー等の事業所や生産拠点などに甚大な被害が発生した場合、当社の事業活動に支障をきたす恐れがあり、業績等に影響を及ぼす可能性があります。なお、感染症対策として、当社では、営業活動においてはオンライン商談の実施、また、従業員に対しましては、テレワーク、時差出勤、オンライン会議等を実施しております。

(3) 信用リスクについて

当社には取引先との商取引活動に伴い発生する、信用リスクがあります。当社では取引先毎に信用リスクを評価し、取引の継続の検討を行うとともに、営業部門の意識の向上を図り、信用リスクの軽減に努めています。

(4) 契約不適合責任について

当社には、当社が行った外壁工事等の契約不適合責任があります。

従って契約不適合責任範囲内において不具合が発生した場合、補修・取替工事等の賠償責任が発生する可能性があります。

当社では外壁工事等に対して施工管理体制を強化するとともに、賠償責任保険に加入するなどリスクの軽減に努めています。

(5) 建設業法に基づく許可について

当社は、建設業法に基づき、一般建設業許可（国土交通大臣許可（般-7）第18960号）を受けております。建設業法第3条第3項において、「許可是、5年毎にその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。」と定められております。また、建設業法第29条において許可の取消事由が定められています。

当社の主要な事業活動の継続には、上記の一般建設業許可が必要であります。現時点におきまして、これら免許の取消事由に該当する事実はないと認識しておりますが、今後何らかの要因により許可の取消があった場合には、主要な事業活動の継続に支障をきたすとともに業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(6) 情報システムに関するリスクについて

当社は、販売、会計、人事の各システムを情報システムで管理使用しております。

また、業務に関わる個人情報や営業秘密情報を保有していますので、情報漏洩やシステムトラブルの発生防止策として、データセンターの活用、クラウドサービスの利用、データバックアップの実施、ウイルス対策ソフトの導入や社内ネットワークの外部接続禁止などセキュリティ強化に努めています。

しかしながら、機器やソフトウェアの欠陥、コンピューターウィルスの感染等による情報システムの停止、個人情報の漏洩等の事態が発生した場合には、事業の中止や原状回復作業や個人情報漏洩による損害賠償請求により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要是次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度（2024年11月21日～2025年11月20日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで緩やかな回復基調で推移しました。一方で、資源・原材料価格の高止まり、物価上昇、為替・金利の変動、さらには米国の関税政策動向などの影響により、先行きは依然として不透明な状況が続きました。

住宅関連業界におきましては、建築資材価格や運搬費・労務費等の上昇による住宅価格の高騰から、住宅取得マインドは低下傾向にありました。政府の各種政策による下支えはあったものの、当社の主たる市場である持家および戸建分譲住宅の新設着工戸数は、4月に施行された建築基準法・省エネ基準の改正に伴う駆け込み需要の反動や建築確認申請の長期化により、減少傾向が顕著となりました。10月以降は一部回復の兆しもありましたが、全体としては前年同期比で減少傾向が続いており、厳しい事業環境となりました。また、住宅ローン金利につきましても、変動金利は一時上昇後、据え置きとなりましたが、固定金利は上昇傾向にあり、引き続き注視していく必要があります。

このような状況のもと、当社は新築住宅市場において既存得意先との関係強化を図るとともに、施工付販売の実績を活かし商業施設等の非住宅市場やリフォーム・リノベーション市場においても販路の拡大と新たな取引先の開拓に取り組んでまいりました。さらに、太陽光発電システムや蓄電池等をはじめとした環境配慮型商品の拡販に注力するとともに、工事機能の拡充による工事売上・工事領域の拡大を図ってまいりました。

あわせて、コーポレートガバナンスの一層の強化と、事業環境の急激な変化にも適切かつ迅速に対応するため、執行役員制度の導入を通じて経営体制の強化にも継続して取り組んでまいりました。

その結果、当事業年度の売上高につきましては、589億77百万円（前年同期は612億86百万円）となり、営業利益につきましては、7億13百万円（前年同期は9億20百万円）、経常利益につきましては、9億6百万円（前年同期は10億96百万円）、当期純利益につきましては、5億51百万円（前年同期は7億18百万円）となりました。

なお、当社は、木材店、建材店、工務店、住宅会社等に対する新建材、住宅設備機器等の建材販売事業（施工付販売含む）並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載は省略しております。

・売上高及び売上高総利益率

当事業年度は、物価高や建築資材価格の高騰に伴う住宅価格の上昇から、住宅取得マインドは低下傾向にありました。また、4月に建築基準法・省エネ基準の改正が施行されたことに伴う駆け込み需要の反動や、建築確認申請の長期化が生じました。これらの結果、当社の主たる市場である持家及び戸建分譲住宅の新設住宅着工戸数は減少傾向が顕著となりました。このような厳しい事業環境のもと、当社は、太陽光発電システムや蓄電池等をはじめとした環境配慮型商品の拡販や当社の強みである施工付販売の実績を非住宅市場やリフォーム・リノベーション市場の開拓に活かすとともに、既存取引先との関係強化と新規取引先の開拓を図り、売上高の拡大に努めてまいりましたが、売上高につきましては、前期比3.8%減の589億77百万円となりました。

品目別の売上につきましては、特に住宅設備機器・施工付販売・オリジナル商品の販売強化に努めています。

住宅設備機器につきましては、環境配慮型商品の拡販に努めた結果、前期比0.1%増の140億81百万円となりました。

施工付販売につきましては、非住宅市場やリフォーム・リノベーション市場への切り口として活かすとともに、既存取引先との関係強化と新規取引先の開拓を図った結果、施工付販売（メーカー施工）については、前期比3.5%減の15億78百万円、施工付販売（完工工事高）については、前期比0.1%増の249億53百万円となりました。

オリジナル商品につきましては、工期の短縮化が可能かつ廃材処理は梱包材のみとなる商品や、SIAA認証を受けた抗菌・抗ウイルス加工を表面に施したフローリングなど、施工現場での職人不足・環境問題の解消や感染症の蔓延を機に醸成された「より安心できる暮らしの実現」への期待に寄与する商品の開発・販売に努めましたが、取扱金額は前期比27.8%減の22億59百万円となりました。オリジナル商品は、主に木質建材、木材製品、住宅設備機器、その他に含まれております。

なお、ウッドショック等により供給不足や価格高騰が生じていた木材製品や相場商品である合板は供給量の安定などに伴い、それぞれ、前期比9.8%減・14.7%減となりました。

また、主な目標数値としております売上高総利益率につきましては、価格転嫁や仕入価格の交渉などを継続して行った結果、11.0%となり前期に比べ0.2ポイントの改善となりました。

・販売費及び一般管理費

当事業年度の販売費及び一般管理費は、採用強化に伴う人件費等の増加や、燃料費の高騰等に伴う運賃の増加、情報システム関連費用の増加などに加え、事務所移転等に伴う賃借料の増加などの影響もあり、前期比1.5%増の57億54百万円となりました。

・営業利益及び売上高営業利益率

当事業年度の営業利益は、売上高総利益率は改善したものの、売上高の減少及び販売費及び一般管理費の増加があり、前期比22.4%減の7億13百万円となりました。なお、主な目標数値としております売上高営業利益率は1.2%となりました。

・経常利益及び当期純利益

当事業年度の経常利益は、営業外収益の増加はありましたが、営業利益の減少の影響が大きく、前期比17.4%減の9億6百万円となりました。また、当期純利益につきましては、経常利益の減少の影響により、前期比23.3%減の5億51百万円となりました。

当事業年度における財政状態の概況は次のとおりであります。

・資産

資産につきましては、前事業年度末に比べて12億33百万円減少し、278億49百万円となりました。これは主に、現金及び預金7億45百万円及び売掛金4億73百万円並びに有価証券2億円の減少に対して、未成工事支出金1億37百万円及び投資有価証券1億25百万円の増加によるものです。

・負債

負債につきましては、前事業年度末に比べて15億43百万円減少し、137億90百万円となりました。これは主に、電子記録債務7億6百万円及び支払手形5億8百万円並びに買掛金3億55百万円の減少によるものです。

・純資産

純資産につきましては、前事業年度末に比べて3億9百万円増加し、140億58百万円となりました。これは主に、利益剰余金2億97百万円の増加によるものです。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べて7億45百万円減少し、111億3百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の減少は、4億71百万円（前年同期は6億3百万円の増加）となりました。これは主に、仕入債務の減少額15億71百万円及び法人税等の支払額2億97百万円、並びに棚卸資産の増加額1億99百万円の減少要因に対して、税引前当期純利益9億6百万円及び売上債権及び契約資産の減少額6億37百万円の増加要因によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は、14百万円（前年同期は66百万円の減少）となりました。これは主に、有形・無形固定資産の取得による支出1億12百万円及び投資有価証券の取得による支出1億円の減少要因に対して、有価証券の償還による収入2億円の増加要因によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の減少は、2億58百万円（前年同期は3億37百万円の減少）となりました。これは主に、配当金の支払によるものです。

生産、受注及び販売の状況

a . 仕入実績

当社は、新建材、住宅設備機器等の建材販売（施工付販売含む）並びにこれらの付帯業務を行っており、当該事業以外の種類がないため、当事業年度における仕入実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別		当事業年度 (自 2024年11月21日 至 2025年11月20日)	
		仕入高(百万円)	前年同期比(%)
商品	木質建材	5,992	94.2
	非木質建材	3,368	79.7
	合板	1,258	84.9
	木材製品	2,074	89.5
	住宅設備機器	12,863	99.9
	施工付販売	758	93.8
	その他	3,900	91.0
	小計	30,217	93.4
工事	材料費	13,950	101.5
	外注費	8,540	99.6
	小計	22,491	100.7
計		52,708	96.4

(注) 金額は、仕入価格によってあります。

b . 受注実績

当社は、新建材、住宅設備機器等の建材販売（施工付販売含む）並びにこれらの付帯業務を行っており、受注から販売の期間が短いため、現在のところ受注実績と販売実績はほぼ一致しております。従って受注実績に関しては c . 販売実績の欄をご参照願います。

c . 販売実績

当社は、新建材、住宅設備機器等の建材販売（施工付販売含む）並びにこれらの付帯業務を行っており、当該事業以外の種類がないため、当事業年度における販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別		当事業年度 (自 2024年11月21日 至 2025年11月20日)	
		販売高(百万円)	前年同期比(%)
商品	木質建材	6,621	94.4
	非木質建材	3,667	80.6
	合板	1,387	85.3
	木材製品	2,451	90.2
	住宅設備機器	14,081	100.1
	施工付販売（メーカー施工）	1,578	96.5
	その他	4,235	89.1
	小計	34,024	93.6
工事	施工付販売（完成工事高）	24,953	100.1
	小計	24,953	100.1
計		58,977	96.2

- (注) 1 総販売実績の10%以上を占める販売顧客に該当するものはありません。
 2 上記商品販売金額にはオリジナル商品取扱金額2,259百万円が含まれております。
 オリジナル商品・・・1978年にプライベートブランド商品として、開発・販売を開始した商品であります。主な商品は、海外の提携工場にて生産された無垢フローリング等や国内外の提携工場にて生産された総合建材商品であります。
 3 上記記載の施工付販売の内容は以下のとおりであります。
 施工付販売（メーカー施工）・・・仕入メーカーの責任施工により行っている工事
 施工付販売（完成工事高）・・・当社の手配による協力会社により行っている工事

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(経営成績の分析)

当事業年度（2024年11月21日～2025年11月20日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで緩やかな回復基調で推移しました。一方で、資源・原材料価格の高止まり、物価上昇、為替・金利の変動、さらには米国の関税政策動向などの影響により、先行きは依然として不透明な状況が続きました。

住宅関連業界におきましては、建築資材価格や運搬費・労務費等の上昇による住宅価格の高騰から、住宅取得マインドは低下傾向にありました。政府の各種政策による下支えはあったものの、当社の主たる市場である持家および戸建分譲住宅の新設着工戸数は、4月に施行された建築基準法・省エネ基準の改正に伴う駆け込み需要の反動や建築確認申請の長期化により、減少傾向が顕著となりました。10月以降は一部回復の兆しもありがとうございましたが、全体としては前年同期比で減少傾向が続いており、厳しい事業環境となりました。また、住宅ローン金利につきましても、変動金利は一時上昇後、据え置きとなりましたが、固定金利は上昇傾向にあり、引き続き注視していく必要があります。

このような状況のもと、当社は新築住宅市場において既存得意先との関係強化を図るとともに、施工付販売の実績を活かし商業施設等の非住宅市場やリフォーム・リノベーション市場においても販路の拡大と新たな取引先の開拓に取り組んでまいりました。さらに、太陽光発電システムや蓄電池等をはじめとした環境配慮型商品の拡販に注力するとともに、工事機能の拡充による工事売上・工事領域の拡大を図ってまいりました。

あわせて、コーポレートガバナンスの一層の強化と、事業環境の急激な変化にも適切かつ迅速に対応するため、執行役員制度の導入を通じて経営体制の強化にも継続して取り組んでまいりました。

その結果、当事業年度の売上高につきましては、589億77百万円（前年同期は612億86百万円）となり、営業利益につきましては、7億13百万円（前年同期は9億20百万円）、経常利益につきましては、9億6百万円（前年同期は10億96百万円）、当期純利益につきましては、5億51百万円（前年同期は7億18百万円）となりました。

品目別売上高につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

品目別の売上高構成比は、木質建材 11.2%、非木質建材 6.2%、合板 2.4%、木材製品 4.2%、住宅設備機器 23.9%、施工付販売 45.0%、その他の商品 7.1%であり、住宅設備機器と施工付販売で全体の約70%を占めており、業績を支える柱となっております。

(財政状態の分析)

当事業年度末における総資産は、前事業年度末に比べて12億33百万円減少し、278億49百万円となりました。これは主に、現金及び預金 7億45百万円、売掛金 4億73百万円及び有価証券 2億円の減少に対して、未完工事支出金 1億37百万円及び投資有価証券 1億25百万円の増加によるものですが、現金及び預金の減少は仕入債務などの支払いによるものであります。

当事業年度末における負債は、前事業年度末に比べて15億43百万円減少し、137億90百万円となりました。これは主に、電子記録債務 7億6百万円、支払手形 5億8百万円及び買掛金 3億55百万円の減少によるものですが、仕入債務の支払が多かったためであります。

当事業年度末における純資産は、前事業年度末に比べて3億9百万円増加し、140億58百万円となりました。これは主に、当期純利益の計上 5億51百万円の増加に対して、剰余金の配当 2億59百万円による減少などが要因であります。

(経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等)

・会社の経営の基本方針

当社は、「人ある限り住まいに対するニーズは永遠である」と捉え、多様化する住まいのニーズを充足するため、取引先と住まいのユーザーに満足していただく資材・サービスの提供を第一義として、常に存在価値のある住宅資材提供会社を目指すとともに、個々の力を結集して「選ばれる企業」、そして「社会に認められる企業」を目指しております。

・経営戦略

当社は、今後予想される市場環境の変化に対応するため、取引先のニーズを的確に捉えた提案を実施し、高品質な商品及びサービスの提供を推進することにより、現有マーケットでの業績の維持向上のみならず、顧客基盤の拡充にも積極的に取組んでまいります。

その遂行にあたって、当社の主たる市場である新築住宅市場はもとより、リフォーム・リノベーション市場や非住宅市場などに対して、施工付販売や物流機能を活かし、既存得意先との関係強化と新規取引先の開拓に努めてまいります。また、工事機能のさらなる充実による工事売上・工事領域の拡大、太陽光発電システム・蓄電池等をはじめとした環境配慮型商品やオリジナル商品の拡販などに注力するとともに、業務の効率化を図り、業績の向上に努めてまいります。

・経営指標

当社は、収益性を重視するために「売上高総利益率」及び「売上高営業利益率」を、また、企業価値を高めるためにオリジナル商品・施工付販売等の「売上高構成比率」を主な目標数値として企業経営を実施しております。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の当事業年度のキャッシュ・フローの状況の分析・検討内容は「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社の資本の財源及び資金の流動性につきましては次のとおりであります。

当社の運転資金需要のうち主なものは、商品仕入等の他、人件費など販売費及び一般管理費の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は業務システムへの設備投資であります。当社の資金の源泉は主として営業活動によるキャッシュ・フロー及び手元資金によって賄われております。

重要な会計方針及び見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この財務諸表の作成にあたり、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は過去及び現在の実績や状況に応じて合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確定性があるため、実際の結果は異なる場合があります。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

特記事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度中に実施した設備投資の総額は45百万円であり、その主なものは建物23百万円であります。
このほか、基幹システムの刷新を目的としたソフトウェアの開発に係る支出として、76百万円をソフトウェア仮勘定として計上しております。

2 【主要な設備の状況】

2025年11月20日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	建物 (百万円)	構築物 (百万円)	機械及び 装置 (百万円)	車両 運搬具 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	土地		合計 (百万円)	従業 員数 (名)
								金額 (百万円)	面積 (m ²)		
営業用設備 本社 (大阪市中央区)	管理統括業務 建材販売事業	事務所	9 (34)	-	-	-	8	-	-	18	80
大阪中央営業所 (大阪市西区)	建材販売事業	事務所	59	0	0	-	3	1	178.41	64	44
奈良営業所 (奈良県橿原市)	建材販売事業	事務所・倉庫	18	0	-	0	0	1	1,379.36	20	9
滋賀営業所 (滋賀県蒲生郡 竜王町)	建材販売事業	事務所・倉庫	12	0	-	0	1	18	1,596.68	32	9
京都営業所 (京都府八幡市)	建材販売事業	事務所・倉庫	13	0	1	1	0	92	1,646.53	110	12
岐阜営業所 (岐阜県羽島郡 笠松町)	建材販売事業	事務所・倉庫	6	0	-	-	0	47	1,275.00	54	8
東京営業所 (東京都 千代田区)	建材販売事業	事務所	35 (59)	-	-	-	4	-	-	39	29
埼玉営業所 (さいたま市 大宮区)	建材販売事業	事務所	2 (25)	-	-	-	1	-	-	3	27
東日本テクニカルセンター (さいたま市 岩槻区)	建材販売事業	事務所・倉庫	15	0	10	0	0	698	1,485.81	724	6
千葉営業所 (千葉市稻毛区)	建材販売事業	事務所・倉庫	11	2	-	-	0	421	852.03	435	10
鳥栖営業所 (佐賀県鳥栖市)	建材販売事業	事務所	39	1	2	-	2	35	717.15	81	13
厚生施設 保養所 (静岡県加茂郡 東伊豆町)		厚生施設	1	-	-	-	-	2	15.62	3	-

(注) 1 上記金額は帳簿価額によるものであり、建設仮勘定は含まれておりません。

2 上記中()内は、賃借設備に係る年間賃借料を記載しております。

3 当社が投資不動産として所有している設備のうち主要なものは下記のとおりであり、帳簿価額によって記載しております。

名称 (所在地)	建物 (百万円)	構築物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	土地		合計 (百万円)	従業 員数 (名)
				金額 (百万円)	面積 (m ²)		
メゾングレース野洲 (滋賀県野洲市)	66	0	3	316	1,050.00	387	-
賃貸駐車場 (大阪市西区)	-	0	-	111	595.76	111	-

4 リース契約による主要な賃借設備は下記のとおりあります。

名称	台数	リース期間	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
営業用車両	299 台	6か月～6年間	98	145

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
北恵(株)	本社 (大阪市中央区)	基幹 システム	600	107	自己資金	2024年 3月	2026年 9月	-

(注) 完成後の増加能力については計数把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

特記事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	32,000,000
計	32,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年11月20日)	提出日現在 発行数(株) (2026年2月18日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,011,841	10,011,841	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	10,011,841	10,011,841	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
1996年1月10日	910,167	10,011,841	-	2,220	-	2,850

(注) 株式分割による株式増加(分割比率: 1株につき1.1株の割合)

(5) 【所有者別状況】

2025年11月20日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
株主数(人)					個人以外	個人			
株主数(人)	-	6	10	88	28	16	7,179	7,327	-
所有株式数(単元)	-	6,023	108	21,258	2,180	17	70,392	99,978	14,041
所有株式数の割合(%)	-	6.02	0.11	21.26	2.18	0.02	70.41	100.00	-

- (注) 1 自己株式729,413株は「個人その他」に7,294単元、「単元未満株式の状況」に13株それぞれ含まれております。
 2 証券保管振替機構名義の株式は上記「その他の法人」に2単元、「単元未満株式の状況」に21株それぞれ含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年11月20日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
北村良一	東京都世田谷区	1,429	15.40
有限会社ケイアンドエム	大阪府河内長野市美加の台1丁目17-3	1,300	14.00
北村誠	堺市北区	624	6.73
北村裕三	大阪府河内長野市	487	5.25
吉野石膏株式会社	千代田区丸の内3丁目3-1 新東京ビル内	350	3.77
北恵社員持株会	大阪市中央区南本町3丁目6-14 イトウビル	313	3.37
光通信KK投資事業有限責任組合 無限責任組合員 光通信株式会社	豊島区西池袋1丁目4-10	267	2.88
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2-1	200	2.15
三菱UFJ信託銀行株式会社	千代田区丸の内1丁目4番5号	188	2.03
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ プローカーズ証券株式会社)	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECT ICUT 06830 USA (千代田区霞が関3丁目2番5号)	156	1.68
計	-	5,318	57.29

- (注) 1 上記のほか自己株式729千株を所有しております。
 2 株式数及び持株比率は単位未満を切捨て表示しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年11月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 729,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,268,400	92,684	-
単元未満株式	普通株式 14,041	-	-
発行済株式総数	10,011,841	-	-
総株主の議決権	-	92,684	-

(注) 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式13株及び証券保管振替機構名義の株式21株が含まれております。

【自己株式等】

2025年11月20日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 北恵株式会社	大阪市中央区南本町 3丁目6-14 (イトウビル)	729,400	-	729,400	7.28
計	-	729,400	-	729,400	7.28

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	81	76,031
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年2月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)	2,460	1,874,520	-	-
保有自己株式数	729,413	-	729,413	-

(注) 当期間における保有自己株式には、2026年2月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増請求による株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は配当については、株主各位に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付け、安定した配当を継続しつつ、当社を取り巻く経営環境及び財務状況等を勘案のうえ、業績に応じた利益還元を行っていくことを基本方針としております。配当額につきましては、当面の間、1株当たり年間20円を下限とした上で、配当性向35%を目指いたします。

なお、非経常的な要因により、当期純利益が変動する場合等においては、その影響を考慮し配当額を決定してまいります。

当社の剩余金の配当は、中間配当制度はあるものの、事務手続きやコストの負担等を考慮し、現在のところ年1回の期末配当を基本的な方針としております。

配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の剩余金の配当につきましては、上記の基本方針に基づき、普通配当として1株当たり28円を、2026年2月19日開催予定の定時株主総会で決議して実施する予定であります。

内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開への備えとしております。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剩余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2026年2月19日 定時株主総会決議 (予定)	259	28.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、中長期的に企業価値の増大を図るにあたって、透明性を確保した迅速かつ適正な意思決定と経営の効率化を進め、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ. 会社の機関の説明

当社は取締役会及び監査役会制度を採用しております。

会社の機関としまして、意思決定・監督機関として取締役会を、業務執行機関として代表取締役、役付取締役、担当取締役、執行役員、経営会議を、監査機関として監査役会及び会計監査人を設置しております。

また、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

(取締役会)

取締役会は提出日（2026年2月18日）現在、社外取締役2名を含む9名で構成され、原則月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する責務、適切な内部統制システムを構築する責務などを負っています。

また、監査役及び執行役員（取締役との兼任者を除く3名）も取締役会に出席しております。

当社は、2026年2月19日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役10名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の取締役は10名（社外取締役2名を含む）となります。また、当該定時株主総会の直後に開催が予定されている取締役会の決議事項として「代表取締役及び役付取締役選定の件」が付議される予定です。これらが承認可決された場合の取締役会の構成員については、後記の表のとおりであります。

(指名・報酬委員会)

取締役会の任意の諮問機関として、取締役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客觀性と説明責任を強化することを目的に、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会を設置しております。取締役会の諮問に応じて、取締役の選解任に関する株主総会議案や取締役の報酬等に係る事項などを審議し、取締役会に対して答申しております。

(経営会議)

経営会議は、社内取締役、常勤監査役、執行役員及び経営幹部で構成され、原則月1回開催し、月次実績の検討を行うとともに、会社業務全般に関する事項について、社内取締役、執行役員及び担当部長が連絡・協議を行っております。

(監査役会)

監査役会は3名（常勤監査役1名、社外監査役2名）で構成され、原則月1回の定例監査役会のほか、各監査役は監査役会が定めた監査計画及び職務分担に基づき、業務執行の適法性について監査しております。

2026年2月18日（有価証券報告書提出日）現在の当社の企業統治の体制における主な機関の構成員等は下記のとあります。

（取締役会）

構成員			
取締役会	北村 誠	議長	代表取締役社長
	北村良一		代表取締役会長
	北村裕三		常務取締役執行役員
	山内昭彦		取締役執行役員
	岸本規正		取締役執行役員
	中村 均		取締役執行役員
	齋田征人		取締役執行役員
	森信静治		社外取締役
	杉野正博		社外取締役
	柏原弘道		常勤監査役
	酒谷佳弘		社外監査役
	田中明子		社外監査役
	平田雄三		執行役員
	村松佳昭		執行役員
	富田大介		執行役員

（指名・報酬委員会）

構成員			
指名・報酬 委員会	北村 誠	議長	代表取締役社長
	森信静治		社外取締役
	杉野正博		社外取締役

（経営会議）

構成員			
経営会議	北村 誠	議長	代表取締役社長
	北村良一		代表取締役会長
	北村裕三		常務取締役執行役員
	山内昭彦		取締役執行役員
	岸本規正		取締役執行役員
	中村 均		取締役執行役員
	齋田征人		取締役執行役員
	柏原弘道		常勤監査役
	平田雄三		執行役員
	村松佳昭		執行役員
	富田大介		執行役員
	経営幹部		部長 7 名
	経営幹部		副部長 8 名
	経営幹部		所属長 2 名
	経営幹部		課長 1 名

(監査役会)

		構成員	
監査役会	柏原弘道	議長	常勤監査役
	酒谷佳弘		社外監査役
	田中明子		社外監査役

2026年2月19日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役10名選任の件」を提案しており、当該決議が承認可決されると、当社の企業統治の体制における主な機関の構成員等は下記のとおりとなる予定です。

(取締役会)

		構成員	
取締役会	北村 誠	議長	代表取締役社長
	北村良一		代表取締役会長
	北村裕三		常務取締役執行役員
	山内昭彦		取締役執行役員
	岸本規正		取締役執行役員
	中村 均		取締役執行役員
	齋田征人		取締役執行役員
	村松佳昭		取締役執行役員
	森信静治		社外取締役
	杉野正博		社外取締役
	柏原弘道		常勤監査役
	酒谷佳弘		社外監査役
	田中明子		社外監査役
	平田雄三		執行役員
	富田大介		執行役員

(指名・報酬委員会)

		構成員	
指名・報酬 委員会	北村 誠	議長	代表取締役社長
	森信静治		社外取締役
	杉野正博		社外取締役

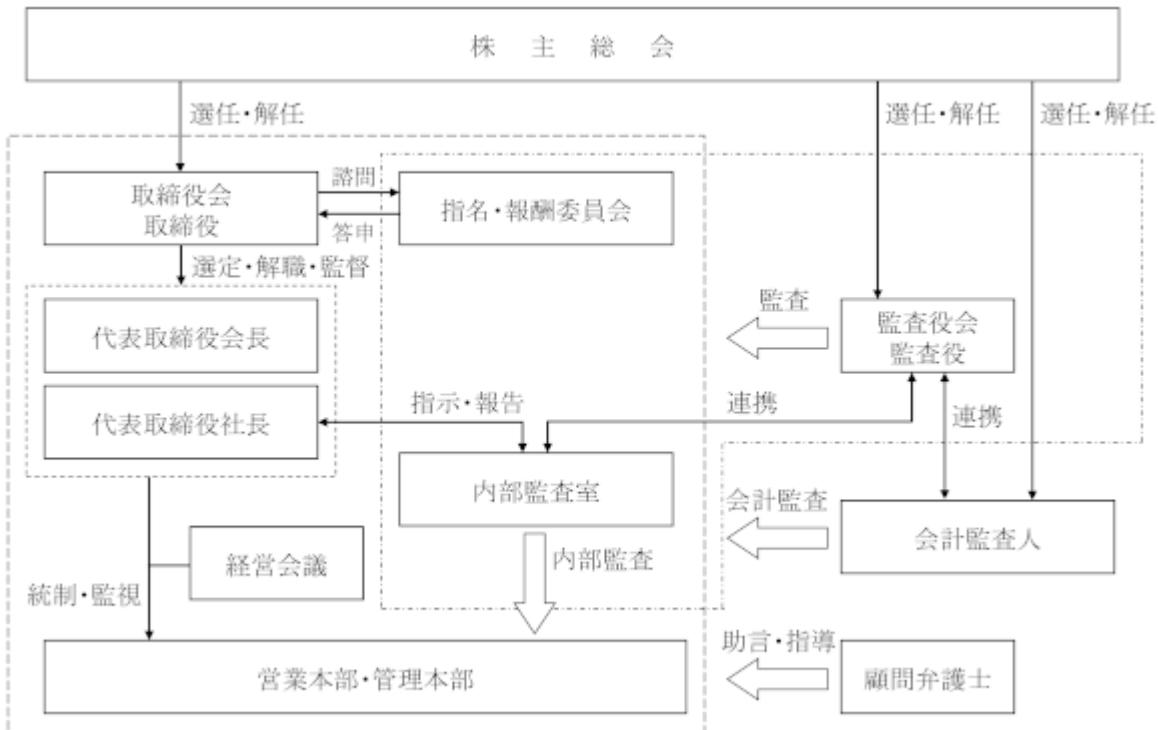
(経営会議)

構成員	
経営会議	北村 誠 議長 代表取締役社長
	北村良一 代表取締役会長
	北村裕三 常務取締役執行役員
	山内昭彦 取締役執行役員
	岸本規正 取締役執行役員
	中村 均 取締役執行役員
	齋田征人 取締役執行役員
	村松佳昭 取締役執行役員
	柏原弘道 常勤監査役
	平田雄三 執行役員
	富田大介 執行役員
	経営幹部 部長 7名
	経営幹部 副部長 8名
	経営幹部 所属長 2名
	経営幹部 課長 1名

(監査役会)

構成員	
監査役会	柏原弘道 議長 常勤監査役
	酒谷佳弘 社外監査役
	田中明子 社外監査役

その具体的な関係及び内部統制システムを図示すると次のとおりであります。



口.当該体制を採用する理由

取締役による迅速かつ的確な意思決定を行える体制を確保すると同時に、職務執行の監視・監督の面でも実情に即した体制が重要と考えており、取締役会は実質的な審議を行うことができる適切な規模とし、当社の事業内容や内部情報に精通している社内取締役が経営上の基本方針を十分に認識し、業務執行の意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の状況を各自独自の観点から相互に監視・監督し、独立役員である社外取締役2名が、経営課題等に対して独立した立場から適切な助言・監督を行い、併せて独立役員である社外監査役2名を含む監査役・監査役会が取締役の職務執行及び内部統制システムの構築・運用の監査を行っております。

従って、社外取締役及び社外監査役が、前記のとおりそれぞれの責務を十分果たすことにより、経営の透明性・客觀性を高めることに貢献していると判断するため、当該体制を採用しております。また、取締役会の諮問機関として、取締役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客觀性と説明責任を強化することを目的に、独立取締役が過半数を占める指名・報酬委員会を設置しております。

ハ.会社の内部統制及び内部統制システムの整備状況

当社業務の適正を確保する体制（内部統制システム）に関しては、「業務分掌規程」によって業務執行についての意思決定者と意思決定の対象範囲を定めるとともに、「稟議規程」によって稟議書による手続の適正を確保し、内部監査による業務監査、監査役による監査役監査が実施され、会計監査人による監査を受けております。

また、経営の透明性とコンプライアンスの強化に向けて、「コンプライアンス規程」を定め、より高い倫理観に基づいた事業活動を行うよう指導しております。なお、代表取締役社長は、監査役3名と定期的に会合し、コンプライアンス面や内部統制の整備状況などの意見交換を行っております。

二.リスク管理体制の整備の状況

当社は、協和綜合法律事務所と顧問契約を締結しており、重要事項をはじめとする適法性に関する事項につきましては、適時、助言・指導を受けております。

また、当社ではあらゆるリスク発生に備え、事故を未然に防ぐよう「リスク管理規程」を定め、役員及び社員に周知徹底しており、事故発生時もこれに基づいて会社に対する影響度を極小化するよう日頃から指導しております。事故発生時には、その重要性により代表取締役社長を最高本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等、専門家の意見を参考に損害の拡大を防止することで、迅速な危機の解決並びに回避を図ります。

ホ.責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としてあります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。具体的には社外取締役2名及び社外監査役2名と締結しております。

ヘ.役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより被保険者がその職務の執行に関して、損害賠償を受けることによって生じる損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当する場合を除く）については、当該保険契約により填補することとしております。

なお、保険料は全額当社が負担しております。

企業統治に関するその他の事項

取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ.自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項に基づき、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸政策を機動的に遂行することを可能とするため、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ロ.取締役及び監査役の責任免除の概要

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる旨を定款に定めております。

八.中間配当制度

当社は、株主総会決議に基づく配当に加え、中間配当制度を採用することにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、取締役会決議により会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）ができる旨を定款に定めております。

取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

取締役会の活動状況

イ．取締役会

当事業年度において当社は取締役会を18回開催しており、個々の取締役の出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
北村 誠	18回	18回
北村良一	18回	18回
北村裕三	18回	18回
山内昭彦	18回	18回
岸本規正	18回	17回
中村 均	18回	18回
齋田征人	18回	18回
森信静治	18回	18回
杉野正博	18回	18回

当事業年度の取締役会における主な検討事項は、経営方針の報告・審議、業績概況の報告検討、内部監査報告、ＩＲの状況等の報告、政策保有株式の検証、取締役会の実効性評価の報告と審議等であります。

ロ．指名・報酬委員会

当事業年度において当社は指名・報酬委員会を4回開催しており、個々の取締役の出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
北村 誠	4回	4回
森信静治	4回	4回
杉野正博	4回	4回

当事業年度の指名・報酬委員会における主な検討事項は、取締役の選任、取締役の個人別の報酬等の審議であります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

a. 2026年2月18日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性11名 女性1名 (役員のうち女性の比率8.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長	北 村 良一	1958年1月19日生	1980年4月 1985年5月 1986年2月 1987年11月 1988年6月 2023年2月	当社入社 東京営業所課長 取締役営業本部営業部長就任 代表取締役専務就任 代表取締役社長就任 代表取締役会長就任(現任)	(注)3	1,429
代表取締役 社長	北 村 誠	1960年10月20日生	1983年4月 1998年5月 2000年2月 2002年11月 2004年2月 2008年2月 2015年11月 2016年2月 2016年5月 2023年2月	当社入社 総務部長 取締役総務部長就任 取締役管理本部長兼経理部長兼経営企画室 長就任 常務取締役管理本部長兼経理部長兼経営企 画室長就任 常務取締役経営統括本部長就任 常務取締役営業本部長兼営業企画部長就任 専務取締役営業本部長兼営業企画部長就任 専務取締役営業本部長就任 代表取締役社長就任(現任)	(注)3	624
常務取締役 執行役員 管理本部長	北 村 裕三	1964年6月6日生	1987年4月 2008年1月 2008年2月 2015年11月 2023年2月 2024年11月	当社入社 営業企画部長 取締役営業企画部長就任 取締役管理本部長就任 常務取締役管理本部長就任 常務取締役執行役員管理本部長就任(現任)	(注)3	487
取締役 執行役員 営業本部長	山 内 昭彦	1963年6月25日生	1986年4月 2009年11月 2012年2月 2019年11月 2022年11月 2024年11月	当社入社 東日本営業部長 取締役東日本営業部長就任 取締役営業推進部長就任 取締役営業本部長就任 取締役執行役員営業本部長就任(現任)	(注)3	23
取締役 執行役員 西日本営業部長	岸 本 規 正	1963年8月18日生	1984年4月 2010年11月 2012年2月 2012年11月 2014年11月 2016年11月 2018年5月 2024年11月	当社入社 近畿営業部長 取締役近畿営業部長就任 取締役住宅資材部長就任 取締役近畿第二営業部長就任 取締役関西営業部長就任 取締役中部営業部長就任 取締役執行役員西日本営業部長就任(現任)	(注)3	12
取締役 執行役員 中部営業部長	中 村 均	1960年3月5日生	1999年9月 1999年11月 2012年11月 2014年2月 2014年11月 2016年11月 2018年5月 2024年11月	通商株式会社退職 当社入社 近畿営業部長 取締役近畿営業部長就任 取締役近畿第一営業部長就任 取締役大阪営業部長就任 取締役大阪営業部長兼関西営業部長就任 取締役執行役員中部営業部長就任(現任)	(注)3	7
取締役 執行役員 経理部長	齋 田 征人	1964年12月7日生	2000年6月 2000年6月 2012年2月 2013年5月 2020年2月 2024年11月	株式会社日和洋行退職 当社入社 経理部副部長 経理部長 取締役経理部長就任 取締役執行役員経理部長就任(現任)	(注)3	4

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	森 信 静 治	1949年7月9日生	1978年4月 弁護士登録 1988年4月 梅新法律事務所開設 所長(現任) 2004年4月 大阪弁護士会副会長、日本弁護士連合会理事 2005年4月 大阪大学大学院法学研究科招聘教授 2013年4月 日本弁護士連合会常務理事 2015年2月 当公社外取締役就任(現任) 2017年6月 株式会社池田泉州ホールディングス社外監査役就任	(注)3	-
取締役	杉 野 正 博	1944年11月18日生	1967年4月 伊奈製陶株式会社(現 株式会社 LIXIL) 1992年1月 LIXIL)入社 株式会社INAX(旧 伊奈製陶株式会社) 2001年10月 取締役就任 同社代表取締役社長就任 2007年6月 株式会社住生活グループ(現 株式会社 LIXIL) 2011年4月 代表取締役社長就任 2013年6月 株式会社LIXIL代表取締役社長就任 2015年6月 同社相談役(非常勤) 2017年6月 株式会社マキタ社外取締役就任 2018年2月 ミサワホーム株式会社社外取締役就任 2020年1月 当公社外取締役就任(現任) 株式会社LIXIL顧問(非常勤)(現任)	(注)3	-
監査役 (常勤)	柏 原 弘 道	1958年10月13日生	1982年4月 当社入社 2007年11月 近畿営業部副部長 2013年11月 仕入部長 2019年2月 監査役就任(現任)	(注)4	42
監査役	酒 谷 佳 弘	1957年3月11日生	1982年3月 公認会計士登録 1998年8月 センチュリー監査法人 2004年7月 (現 EY新日本有限責任監査法人)代表社員 ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社設立 代表取締役就任(現任) 2006年2月 当公社外監査役就任(現任) 2015年6月 株式会社プレサンスコーポレーション取締役(監査等委員)(現任) 2015年11月 株式会社ワツツ取締役(監査等委員)(現任) 2015年12月 SHO-BI株式会社(現粧美堂株式会社)取締役 (監査等委員)(現任) 2022年3月 クリヤマホールディングス株式会社取締役 (監査等委員)(現任) 2022年6月 株式会社タカミヤ取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	9
監査役	田 中 明 子	1959年11月29日生	1983年3月 大阪国税局入局 1999年4月 税理士登録 2010年9月 ココロデザイン株式会社代表取締役就任 2010年10月 田中明子税理士事務所所長 2015年10月 しんわ税理士法人代表社員就任(現任) 2023年12月 ココロデザイン株式会社取締役就任(現任) 2024年2月 当公社外監査役就任(現任)	(注)5	-
計					2,641

- (注) 1 取締役 森信静治及び杉野正博は、社外取締役であります。
 2 監査役 酒谷佳弘及び田中明子は、社外監査役であります。
 3 取締役の任期は、2023年11月期に係る定時株主総会終結の時から2025年11月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 4 監査役 柏原弘道及び酒谷佳弘の任期は、2022年11月期に係る定時株主総会終結の時から2026年11月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 5 監査役 田中明子の任期は、2023年11月期に係る定時株主総会終結の時から2027年11月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 6 代表取締役社長 北村誠及び常務取締役 北村裕三は、代表取締役会長 北村良一の実弟であります。
 7 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は5名で、上記記載の取締役のほかに、下記の執行役員3名で構成されております。
 平田雄三 情報システム部長
 村松佳昭 東日本営業部長
 富田大介 近畿営業部長

b. 2026年2月19日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役10名選任の件」を上程しており、当該決議が承認可決されると、当社の役員の状況及びその任期は以下のとおりとなる予定です。なお、役員の役職等につきましては、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しております。

男性12名 女性1名（役員のうち女性の比率7.7%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
代表取締役会長	北村 良一	1958年1月19日生	1980年4月 当社入社 1985年5月 東京営業所課長 1986年2月 取締役営業本部営業部長就任 1987年11月 代表取締役専務就任 1988年6月 代表取締役社長就任 2023年2月 代表取締役会長就任(現任)	(注)3	1,429
代表取締役社長	北村 誠	1960年10月20日生	1983年4月 当社入社 1998年5月 総務部長 2000年2月 取締役総務部長就任 2002年11月 取締役管理本部長兼経理部長兼経営企画室長就任 2004年2月 常務取締役管理本部長兼経理部長兼経営企画室長就任 2008年2月 常務取締役経営統括本部長就任 2015年11月 常務取締役営業本部長兼営業企画部長就任 2016年2月 専務取締役営業本部長兼営業企画部長就任 2016年5月 専務取締役営業本部長就任 2023年2月 代表取締役社長就任(現任)	(注)3	624
常務取締役執行役員管理本部長	北村 裕三	1964年6月6日生	1987年4月 当社入社 2008年1月 営業企画部長 2008年2月 取締役営業企画部長就任 2015年11月 取締役管理本部長就任 2023年2月 常務取締役管理本部長就任 2024年11月 常務取締役執行役員管理本部長就任(現任)	(注)3	487
取締役執行役員営業本部長	山内 昭彦	1963年6月25日生	1986年4月 当社入社 2009年11月 東日本営業部長 2012年2月 取締役東日本営業部長就任 2019年11月 取締役営業推進部長就任 2022年11月 取締役営業本部長就任 2024年11月 取締役執行役員営業本部長就任(現任)	(注)3	23
取締役執行役員西日本営業部長	岸本 規正	1963年8月18日生	1984年4月 当社入社 2010年11月 近畿営業部長 2012年2月 取締役近畿営業部長就任 2012年11月 取締役住宅資材部長就任 2014年11月 取締役近畿第二営業部長就任 2016年11月 取締役関西営業部長就任 2018年5月 取締役中部営業部長就任 2024年11月 取締役執行役員西日本営業部長就任(現任)	(注)3	12
取締役執行役員中部営業部長	中村 均	1960年3月5日生	1999年9月 通商株式会社退職 1999年11月 当社入社 2012年11月 近畿営業部長 2014年2月 取締役近畿営業部長就任 2014年11月 取締役近畿第一営業部長就任 2016年11月 取締役大阪営業部長就任 2018年5月 取締役大阪営業部長兼関西営業部長就任 2024年11月 取締役執行役員中部営業部長就任(現任)	(注)3	7
取締役執行役員経理部長	齋田 征人	1964年12月7日生	2000年6月 株式会社日和洋行退職 2000年6月 当社入社 2012年2月 経理部副部長 2013年5月 経理部長 2020年2月 取締役経理部長就任 2024年11月 取締役執行役員経理部長就任(現任)	(注)3	4
取締役執行役員東日本営業部長	村松 佳昭	1973年3月18日生	1996年4月 当社入社 2011年11月 東日本営業部埼玉営業所長 2017年5月 東日本営業部副部長兼埼玉営業所長 2019年11月 東日本営業部長 2024年11月 執行役員東日本営業部長就任 2026年2月 取締役執行役員東日本営業部長就任(現任)	(注)3	17

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	森 信 静 治	1949年7月9日生	1978年4月 弁護士登録 1988年4月 梅新法律事務所開設 所長(現任) 2004年4月 大阪弁護士会副会長、日本弁護士連合会理事 2005年4月 大阪大学大学院法学研究科招聘教授 2013年4月 日本弁護士連合会常務理事 2015年2月 当公社外取締役就任(現任) 2017年6月 株式会社池田泉州ホールディングス社外監査役就任	(注)3	-
取締役	杉 野 正 博	1944年11月18日生	1967年4月 伊奈製陶株式会社(現 株式会社 LIXIL) 1992年1月 LIXIL)入社 株式会社INAX(旧 伊奈製陶株式会社) 2001年10月 取締役就任 同社代表取締役社長就任 2007年6月 株式会社住生活グループ(現 株式会社 LIXIL) 代表取締役社長就任 2011年4月 株式会社LIXIL代表取締役社長就任 2013年6月 同社相談役(非常勤) 2015年6月 株式会社マキタ社外取締役就任 2017年6月 ミサワホーム株式会社社外取締役就任 2018年2月 当公社外取締役就任(現任) 2020年1月 株式会社LIXIL顧問(非常勤)(現任)	(注)3	-
監査役 (常勤)	柏 原 弘 道	1958年10月13日生	1982年4月 当社入社 2007年11月 近畿営業部副部長 2013年11月 仕入部長 2019年2月 監査役就任(現任)	(注)4	42
監査役	酒 谷 佳 弘	1957年3月11日生	1982年3月 公認会計士登録 1998年8月 センチュリー監査法人 2004年7月 (現 EY新日本有限責任監査法人)代表社員 ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社設立 代表取締役就任(現任) 2006年2月 当公社外監査役就任(現任) 2015年6月 株式会社プレサンスコーポレーション取締役(監査等委員)(現任) 2015年11月 株式会社ワツツ取締役(監査等委員)(現任) 2015年12月 SHO-BI株式会社(現粧美堂株式会社)取締役 (監査等委員)(現任) 2022年3月 クリヤマホールディングス株式会社取締役 (監査等委員)(現任) 2022年6月 株式会社タカミヤ取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	9
監査役	田 中 明 子	1959年11月29日生	1983年3月 大阪国税局入局 1999年4月 税理士登録 2010年9月 ココロデザイン株式会社代表取締役就任 2010年10月 田中明子税理士事務所所長 2015年10月 しんわ税理士法人代表社員就任(現任) 2023年12月 ココロデザイン株式会社取締役就任(現任) 2024年2月 当公社外監査役就任(現任)	(注)5	-
計					2,659

- (注) 1 取締役 森信静治及び杉野正博は、社外取締役であります。
 2 監査役 酒谷佳弘及び田中明子は、社外監査役であります。
 3 取締役の任期は、2025年11月期に係る定時株主総会終結の時から2027年11月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 4 監査役 柏原弘道及び酒谷佳弘の任期は、2022年11月期に係る定時株主総会終結の時から2026年11月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 5 監査役 田中明子の任期は、2023年11月期に係る定時株主総会終結の時から2027年11月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 6 代表取締役社長 北村誠及び常務取締役 北村裕三は、代表取締役会長 北村良一の実弟であります。
 7 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は6名で、上記記載の取締役のほかに、下記の執行役員2名で構成されております。
 平田雄三 情報システム部長
 富田大介 近畿営業部長

社外役員の状況

イ. 社外取締役の員数

当社の社外取締役は2名であります。

ロ. 社外監査役の員数

当社の社外監査役は2名であります。

ハ. 社外取締役及び社外監査役と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

杉野正博氏は、2013年6月に株式会社LIXILの取締役相談役を退任し、現在、同社顧問（非常勤）であります。同社は当社の仕入先でありますが、会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する主要な取引先に該当していないと判断しており、同氏は当社との取引関係において影響を与える立場ではありません。また、社外取締役2名及び社外監査役2名と当社との間に特別の利害関係はありません。なお、酒谷佳弘氏は当社の株式を9,383株所有しております。

二. 社外取締役及び社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

森信静治氏は、弁護士の資格を有しており、法令に関する専門的な知見と豊富な経験・見識等を生かして、独立した立場から経営全般について専門的見地からの助言を行っております。

杉野正博氏は、長年にわたって会社経営に携わり、豊富な経験と高い見識を有しており、独立した立場から当社の経営に対して大所高所からの助言を行っております。

酒谷佳弘氏は公認会計士の資格を有しており、法令、財務・会計、税務等に関する専門的な知見と職歴、経験、知識等を生かして、適法性の監査に留まらず、独立した立場から経営全般について専門的見地からの助言を行っております。

田中明子氏は税理士の資格を有しており、法令、財務・会計、税務等に関する専門的な知見と職歴、経験、知識等を生かして、適法性の監査に留まらず、独立した立場から経営全般について専門的見地からの助言を行っております。

また、経営陣から一定の距離にある独立した外部者の立場で、取締役会に参加することにより、経営監視の実効性を高めております。

ホ. 社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針の内容

当社は、東京証券取引所が定めた独立性判断基準を当社の基準として定めております。

なお、当社は社外取締役2名及び社外監査役2名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

ヘ. 社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する当社の考え方

当社は、様々な経験、専門性並びに経験を有した社外取締役及び社外監査役を選任し、独立的な立場から客観的かつ公正に当社の経営を監督、監査できる体制を確保することで、経営における透明性の向上や経営監視機能の強化に繋がると考えております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席し経営課題等に関して独立した立場から適切な助言を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。さらに、定期的に監査役会に出席し、内部監査、監査役監査の状況等も把握し、意見交換を行っております。

社外監査役は、取締役会に出席し助言を行うとともに取締役の職務執行を監督しております。

監査役会では、重要な決裁案件や内部監査報告その他内部統制に関する情報等を把握するとともに、内部監査室、会計監査人と適宜意見交換も行うなど相互連携を図る体制を構築しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会は常勤監査役 1名、社外監査役 2名で組織されております。監査役は全員取締役会に出席し、また、常勤監査役は経営会議等の重要な会議に出席し、会社の運営及び各取締役からの業務の執行状況を聞き、必要に応じて意見を述べるなど監視・監督を行っております。

当事業年度において当社は監査役会を15回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
柏原 弘道	15回	15回
酒谷 佳弘	15回	15回
田中 明子	15回	15回

監査役会における主な検討事項は、監査方針及び監査計画、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当等であります。また、監査役の活動としては、法令、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等の監査に加え、各取締役及び重要な使用人と適宜意見交換を行うなど、経営監視の強化に努めております。

また、会計監査人より、監査計画、会計監査報告に係わる内部統制監査講評を受ける際に出席し、必要に応じて意見交換会を行い、適宜連携を図る体制を構築しております。さらに、監査役による社内監査を定期的に実施しております。

内部監査の状況

当社の内部監査につきましては、代表取締役社長直属の独立部門である内部監査室が「内部監査規程」に基づき、各部門の業務遂行状況について監査を行っております。室員は3名で構成され、具体的には通期の監査計画に基づいて、各部門の業務活動が法令や会社の方針、規程、規則、基準等に準拠し、適正に遂行されているかを監査し、代表取締役社長へ内部監査報告書を提出し、決裁を得て、その写しを監査役及び監査対象の業務運営組織等に送付し、監査対象組織に対して指摘事項への回答その他問題点の是正を求め、実施状況を確認しております。また、内部監査室長は、年2回の取締役会及び毎月の経営会議において、内部監査報告を行い、問題点の確認や対策についての議論を行い、別の日程で監査役及び会計監査人との三者間で相互に情報交換を行うなど緊密な連携を保つことにより、内部監査の有効性を高めることに努めています。特に常勤監査役とは毎月の内部監査会議にて相互の課題認識などを密に意見交換しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 繙続監査期間

1990年以降

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 松浦 大
指定有限責任社員 業務執行社員 後藤 英之

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士 7名、その他13名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定の方針については、法令遵守状況、品質管理体制、独立性、専門性、報酬水準の妥当性等の要素を吟味したうえで、総合的に判断することとしてあります。

また、監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的事項とすることとしてあります。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、適当な監査を期待しがたいと認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任するものとし、この場合、監査役会が選定した監査役は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告することとしてあります。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、監査計画とその結果、品質管理体制、独立性、法令遵守を含めた適正性、コミュニケーションの状況等の評価を行った結果、これらの評価基準を満たしていると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	33	-	32	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は会計監査人に対する監査報酬を決定するにあたり、会計監査人より提示される監査計画の内容をもとに、監査工数等の妥当性を勘案、協議し、会社法第399条第1項に定めのとおり、監査役会の同意を得た上で決定することとしております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積り等の算出根拠等について必要な検証を行った結果、適切であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2024年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

第1号「個人別の報酬等の額または算出方法の決定方針」

基本報酬

各取締役の基本報酬は、株主総会の決議により定められた最高限度額の範囲内で、役位、役割及び業績、管理、ガバナンス等に対する貢献度に応じて総合的に考慮し、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の意見及び助言を得たうえで、取締役会において決定する。

賞与

各取締役(社外取締役を除く)の賞与は、株主総会の決議により定められた最高限度額の範囲内で、役位、役割及び業績、管理、ガバナンス等に対する貢献度に応じて総合的に考慮し、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の意見及び助言を得たうえで、取締役会で協議して決定する。

譲渡制限付株式

各取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、金銭報酬枠とは別枠にて、株主総会の決議により定められた最高限度額の範囲内で、対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬(以下、「譲渡制限付株式報酬」という。)を、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の意見及び助言を得たうえで、取締役会で協議して決定する。

第2号「非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定方針」

当社は、非金銭報酬として、対象取締役に対して譲渡制限付株式報酬を支給することを2024年2月16日開催の第65回定時株主総会において決議している。対象取締役に対する譲渡制限付報酬は金銭債権とし、その総額は、年額4,000万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とする。また、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年40,000株以内とする。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の意見及び助言を得たうえで、取締役会において決定する。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、支給される金銭債権の全部を現物出資として払込み、当社の普通株式(「本株式」という。)について発行又は処分を受けるものとする。また、本株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、本株式の割当てを受けた日より当社または当子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した直後の時点までの間(以下「譲渡制限期間」という。)、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の一切の処分を禁止すること、一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件とする。ただし、当該退任または退職した直後の時点が、本割当株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について、合理的な範囲で調整することができるものとする。

第3号「個人別の報酬等につき種類ごとの割合の決定方針」

当社の役員報酬は、同条1号にあたる報酬等の額が全部を占める。

対象取締役の各報酬の種類ごとの割合は基本報酬76%:賞与14%:譲渡制限付株式10%とする。なお、譲渡制限付株式報酬については、一定数以上の株式保有をしている取締役については交付しないものとする。

また、社外取締役については、役割と独立性の観点から基本報酬のみとする。

第4号「報酬等を与える時期又は条件の決定方針」

基本報酬は、毎月現金で支給する。

賞与は、毎年3月の年1回現金で支給する。

譲渡制限付株式報酬は、金銭債権額及び本株式の割当にかかる各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）に基づき決定する。なお、各取締役への金銭債権額及び本株式の割当にかかる具体的な支給時期及び配分については、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の意見及び助言を得たうえで、取締役会において決定する。

第5号「個人別の報酬等の内容の決定を再一任する場合には、委任を受ける者の氏名又は会社における地位・担当、

委任する権限の内容及び権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときはその内容」

取締役の報酬は、各取締役の役位(期待される役割及び責任)に応じて、他社水準を考慮し、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会の意見及び助言を得たうえで、取締役会において報酬額を決定する。

指名・報酬委員会は、委員3名で構成し、代表取締役社長1名・独立社外取締役2名とする。

指名・報酬委員会は、取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客觀性と説明責任を強化する目的として、取締役会の下に置き運営する。

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて審議をし、取締役会に対して助言・提言を行う。

a. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の限度額は、2024年2月16日開催の第65回定時株主総会において、年額3億円以内（うち社外取締役年額3,000万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）です。また、金銭報酬とは別枠で、2024年2月16日開催の第65回定時株主総会において、対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬として年額4,000万円以内、株式数の上限を年40,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれない）。当該定時株主総会終結時点の対象取締役（社外取締役を除く）の員数は7名です。

監査役の金銭報酬の限度額は、1994年2月17日開催の第35回定時株主総会において、年額3,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)					対象となる 役員の員数 (名)
		基本 報酬	譲渡制限付 株式報酬	ストック オプション	賞与	退職 慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	129	111	1	-	16	-	7
監査役 (社外監査役を除く。)	8	8	-	-	-	-	1
社外役員	14	14	-	-	-	-	4

（注）上記報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、取引先との安定的取引の構築強化など事業戦略上の目的から保有する株式を政策保有目的と区分し、それ以外の資産運用を目的として保有する株式を純投資目的と区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社が純投資目的以外の目的で保有する上場株式（以下、「政策保有株式」という。）は、原則として、取引先企業については、安定的取引の構築強化等の観点から、また、金融機関につきましては、日々の業務支援実績及び資金調達などの財務取引での安全性・安定性の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合に保有することができるものとしております。

この政策保有株式については、毎年、取締役会において、取引関係の維持発展並びに保有にともなう便益や資本コストに見合うかなどを総合的に勘案し、保有の適否を個別銘柄毎に検証した上で、継続的に保有する意義や合理性が認められない株式については、保有先との対話を行いつつ縮減する方針であります。

個別銘柄の保有の適否に関する取締役会における検証に際しては、当社の資本コストと比較し、時価・配当金・取引実績等の便益を精査し、保有合理性について検証を行っております。

b . 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	3
非上場株式以外の株式	11	278

c . 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
ニチハ(株)	33,000	33,000	主に、外壁材等の仕入を行っており事業活動の円滑化及び中長期的な企業価値の向上を図るため保有しております。	有
	94	97		
住友不動産(株)	7,000	7,000	主に、外構工事等の売上を行っており安定的取引の強化及び事業活動の円滑化、並びに中長期的な企業価値の向上を図るため保有しております。	無
	49	32		
アイカ工業(株)	10,000	10,000	主に、キッチンパネル等の仕入を行っており事業活動の円滑化及び中長期的な企業価値の向上を図るため保有しております。	有
	34	33		
(株)三菱UFJ フィナンシャル・グループ	9,980	9,980	日々の業務支援実績及び円滑な資金調達などの財務面での安全性・安定性を高めるため保有しております。	無(注1)
	23	18		
永大産業(株)	100,000	100,000	主に、内装建材等の仕入を行っており事業活動の円滑化及び中長期的な企業価値の向上を図るため保有しております。	有
	22	21		
(株)ノーリツ	11,300	11,300	主に、給湯器等の仕入を行っており事業活動の円滑化及び中長期的な企業価値の向上を図るため保有しております。	無
	20	19		
飯田グループ ホールディングス(株)	4,000	4,000	主に、住宅設備機器等の販売を行っており安定的取引の強化及び事業活動の円滑化、並びに中長期的な企業価値の向上を図るため保有しております。	無
	9	8		
(株)ヤマダホール ディングス	19,840	19,840	主に、外壁工事等の売上を行っており安定的取引の強化及び事業活動の円滑化、並びに中長期的な企業価値の向上を図るため保有しております。	無
	9	9		
(株)LIXIL	4,598	4,598	主に、住宅設備機器等の仕入を行っており事業活動の円滑化及び中長期的な企業価値の向上を図るため保有しております。	有
	8	8		
(株)りそなホール ディングス	3,350	3,350	日々の業務支援実績及び円滑な資金調達などの財務面での安全性・安定性を高めるため保有しております。	無(注2)
	5	4		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)ナガワ	100	100	主に、外壁材等の販売を行っており安定的取引の強化及び事業活動の円滑化、並びに中長期的な企業価値の向上を図るため保有しておりますが、必要最低限の僅少な投資額で株式を保有しております。	無
	0	0		

- (注) 1 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループは当社株式を保有していませんが、同社子会社である三菱UFJ信託銀行㈱は当社株式を保有しております。
- 2 (株)りそなホールディングスは当社株式を保有していませんが、同社子会社である(株)りそな銀行は当社株式を保有しております。
- 3 定量的な保有効果は記載が困難であるため記載しておりません。保有の合理性は a. で記載の方法により検証しております。

みなし保有株式

該当事項はありません

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

(1)当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

(2)当社の財務諸表に掲記される科目、その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当事業年度より百万円単位で記載することに変更しております。なお、比較を容易にするため、前事業年度についても百万円単位に組替え表示しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年11月21日から2025年11月20日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表を作成しておりません。

4 貢務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また、定期的に当該機構及び監査法人の主催するセミナーに参加する等により、的確に対応することができる体制を整備しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年11月20日)	当事業年度 (2025年11月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,848	11,103
受取手形	227	144
電子記録債権	2,174	2,067
売掛金	9,386	8,912
契約資産	25	65
有価証券	200	-
商品	682	744
未成工事支出金	975	1,113
貯蔵品	1	0
前払費用	20	39
その他	31	29
貸倒引当金	9	9
流動資産合計	25,565	24,213
固定資産		
有形固定資産		
建物	822	838
減価償却累計額	558	576
建物（純額）	263	261
構築物	38	38
減価償却累計額	33	34
構築物（純額）	5	4
機械及び装置	63	63
減価償却累計額	44	48
機械及び装置（純額）	18	14
車両運搬具	21	24
減価償却累計額	21	22
車両運搬具（純額）	0	1
工具、器具及び備品	297	296
減価償却累計額	236	254
工具、器具及び備品（純額）	60	42
土地	1,320	1,320
リース資産	7	7
減価償却累計額	7	7
リース資産（純額）	-	-
建設仮勘定	-	0
有形固定資産合計	1,669	1,646
無形固定資産		
ソフトウエア	152	106
その他	31	108
無形固定資産合計	184	214

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年11月20日)	当事業年度 (2025年11月20日)
投資その他の資産		
投資有価証券	553	678
関係会社株式	20	20
出資金	0	0
従業員に対する長期貸付金	1	0
破産更生債権等	48	35
長期前払費用	1	0
繰延税金資産	15	2
差入保証金	137	136
敷金	182	184
保険積立金	224	234
投資不動産	1 504	1 502
その他	14	14
貸倒引当金	40	35
投資その他の資産合計	1,663	1,774
固定資産合計	3,517	3,635
資産合計	29,082	27,849

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年11月20日)	当事業年度 (2025年11月20日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	561	52
電子記録債務	6,295	5,588
買掛金	6,291	5,935
未払金	422	420
未払費用	347	333
未払法人税等	153	207
未払消費税等	96	27
契約負債	97	145
預り金	0	0
役員賞与引当金	19	16
その他	-	1
流動負債合計	14,284	12,729
固定負債		
退職給付引当金	137	152
資産除去債務	27	33
長期預り保証金	563	554
その他	320	321
固定負債合計	1,049	1,061
負債合計	15,333	13,790
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,220	2,220
資本剰余金		
資本準備金	2,850	2,850
その他資本剰余金	1	3
資本剰余金合計	2,852	2,853
利益剰余金		
利益準備金	170	170
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	453	447
別途積立金	2,150	2,150
繰越利益剰余金	5,997	6,294
利益剰余金合計	8,771	9,062
自己株式	206	205
株主資本合計	13,638	13,931
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	110	127
評価・換算差額等合計	110	127
純資産合計	13,748	14,058
負債純資産合計	29,082	27,849

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年11月21日 至 2024年11月20日)	当事業年度 (自 2024年11月21日 至 2025年11月20日)
売上高		
商品売上高	36,362	34,024
完成工事高	24,923	24,953
売上高合計	1 61,286	1 58,977
売上原価		
商品売上原価		
商品期首棚卸高	674	682
当期商品仕入高	32,361	30,217
合計	33,035	30,900
商品期末棚卸高	682	744
商品売上原価	2 32,353	2 30,155
完成工事原価	3 22,341	3 22,353
売上原価合計	54,694	52,509
売上総利益		
販売費及び一般管理費	4 5,671	4 5,754
営業利益	920	713
営業外収益		
受取利息	1	10
有価証券利息	3	3
受取配当金	8	9
仕入割引	124	123
受取賃貸料	26	29
受取保険金	10	19
その他	11	8
営業外収益合計	186	203
営業外費用		
支払利息	0	0
不動産賃貸原価	8	8
その他	0	1
営業外費用合計	9	10
経常利益		
特別損失		
減損損失	5 2	-
特別損失合計	2	-
税引前当期純利益		
法人税、住民税及び事業税	353	351
法人税等調整額	21	3
法人税等合計	375	355
当期純利益		
	718	551

【完成工事原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年11月21日 至 2024年11月20日)			当事業年度 (自 2024年11月21日 至 2025年11月20日)		
区分	注記番号	金額(百万円)		百分比(%)	金額(百万円)		百分比(%)
材料費		13,747	61.6		13,950	62.0	
外注費		8,577	38.4		8,540	38.0	
当期総工事原価		22,324	100.0		22,491	100.0	
期首未成工事支出金		992			975		
合計		23,317			23,467		
期末未成工事支出金		975			1,113		
当期完成工事原価		22,341			22,353		

(注) 原価計算の方法は個別原価計算によっております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年11月21日 至 2024年11月20日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本			
	資本剰余金			資本剰余金合計
	資本準備金	その他資本 剰余金		
当期首残高	2,220	2,850	0	2,851
当期変動額				
剩余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
譲渡制限付株式報酬			1	1
固定資産圧縮積立金の 取崩				
税率変更による積立金の 調整額				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	1	1
当期末残高	2,220	2,850	1	2,852

利益準備金	株主資本				自己株式	株主資本合計		
	利益剰余金			利益剰余金合計				
	固定資産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	170	454	2,150	5,616	8,391	206	13,255	
当期変動額								
剩余金の配当				338	338		338	
当期純利益				718	718		718	
自己株式の取得						0	0	
自己株式の処分						0	0	
譲渡制限付株式報酬						0	1	
固定資産圧縮積立金の 取崩		0		0	-		-	
税率変更による積立金の 調整額		-		-	-		-	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	0	-	380	380	0	382	
当期末残高	170	453	2,150	5,997	8,771	206	13,638	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	等合計	
当期首残高	99	99	13,355
当期変動額			
剩余金の配当			338
当期純利益			718
自己株式の取得			0
自己株式の処分			0
譲渡制限付株式報酬			1
固定資産圧縮積立金の 取崩			-
税率変更による積立金の 調整額			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	11	11	11
当期変動額合計	11	11	393
当期末残高	110	110	13,748

当事業年度(自 2024年11月21日 至 2025年11月20日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,220	2,850	1	2,852
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
譲渡制限付株式報酬			1	1
固定資産圧縮積立金の 取崩				
税率変更による積立金の 調整額				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	1	1
当期末残高	2,220	2,850	3	2,853

	株主資本						
	利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
		固定資産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	170	453	2,150	5,997	8,771	206	13,638
当期変動額							
剰余金の配当				259	259		259
当期純利益				551	551		551
自己株式の取得						0	0
譲渡制限付株式報酬						0	1
固定資産圧縮積立金の 取崩		0		0	-		-
税率変更による積立金の 調整額		5		5	-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	6	-	297	291	0	293
当期末残高	170	447	2,150	6,294	9,062	205	13,931

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	110	110	13,748
当期変動額			
剰余金の配当			259
当期純利益			551
自己株式の取得			0
譲渡制限付株式報酬			1
固定資産圧縮積立金の 取崩			-
税率変更による積立金の 調整額			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	16	16	16
当期変動額合計	16	16	309
当期末残高	127	127	14,058

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年11月21日 至 2024年11月20日)	当事業年度 (自 2024年11月21日 至 2025年11月20日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,094	906
減価償却費	125	117
減損損失	2	-
退職給付引当金の増減額（　は減少）	17	15
役員退職慰労引当金の増減額（　は減少）	312	-
貸倒引当金の増減額（　は減少）	17	5
役員賞与引当金の増減額（　は減少）	6	2
受取利息及び受取配当金	13	22
売上債権及び契約資産の増減額（　は増加）	110	637
棚卸資産の増減額（　は増加）	8	199
仕入債務の増減額（　は減少）	114	1,571
その他	201	70
小計	1,096	195
利息及び配当金の受取額	12	21
法人税等の支払額	505	297
営業活動によるキャッシュ・フロー	603	471
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の償還による収入	-	200
有形固定資産の取得による支出	24	31
無形固定資産の取得による支出	43	80
投資有価証券の取得による支出	-	100
投資不動産の取得による支出	2	2
投資不動産の売却による収入	3	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	66	14
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の増減額（　は増加）	0	0
配当金の支払額	337	258
財務活動によるキャッシュ・フロー	337	258
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額（　は減少）	200	745
現金及び現金同等物の期首残高	11,648	11,848
現金及び現金同等物の期末残高	1 11,848	1 11,103

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によってあります。

商品……………先入先出法

未成工事支出金……個別法

貯蔵品……………最終仕入原価法

4 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によってあります。また、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 9～50年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によってあります。

投資不動産（リース資産を除く）

定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によってあります。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 47年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によってあります。

5 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によってあります。

ロ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしてあります。

役員退職慰労引当金

当社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

なお、2024年2月16日開催の第65回定期株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給を決議いたしました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取り崩し、打切り支給額の未払金315百万円を固定負債の「その他固定負債」に含めて表示しております。

6 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

商品販売

商品（新材・住宅設備機器等）の販売については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、商品販売のうち、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

また、国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

工事契約

当社は、戸建住宅等の外壁工事や住設工事等の工事請負契約を締結しております。

当該契約については、一定の条件を満たす場合、収益と原価を一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

なお、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合、原価回収基準にて収益を認識しております。

また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

7 ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理。ただし、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によってあります。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約取引

ヘッジ対象……外貨建金銭債務及び外貨建予定取引

ヘッジ方針

為替に係る相場変動リスクを回避する目的で、実需の範囲内で対象取引のヘッジを行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、相場変動を完全に相殺するものと考えられるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

8 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度（自 2023年11月21日 至 2024年11月20日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年11月21日 至 2025年11月20日）

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを取り入れるのではなく、主要な定めのみを取り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年11月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 投資不動産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年11月20日)	当事業年度 (2025年11月20日)
投資不動産	104百万円	107百万円

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前事業年度 (自 2023年11月21日 至 2024年11月20日)	当事業年度 (自 2024年11月21日 至 2025年11月20日)
5百万円	3百万円

3 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

前事業年度 (自 2023年11月21日 至 2024年11月20日)	当事業年度 (自 2024年11月21日 至 2025年11月20日)
3百万円	1百万円

4 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年11月21日 至 2024年11月20日)	当事業年度 (自 2024年11月21日 至 2025年11月20日)
給与手当	2,511百万円	2,536百万円
運賃	859百万円	893百万円
減価償却費	121百万円	113百万円
退職給付費用	96百万円	92百万円
役員賞与引当金繰入額	19百万円	16百万円
貸倒引当金繰入額	12百万円	0百万円
役員退職慰労引当金繰入額	3百万円	- 百万円
おおよその割合		
販売費	71%	71%
一般管理費	29%	29%

5 減損損失

前事業年度（自 2023年11月21日 至 2024年11月20日）

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額
大阪府守口市	賃貸用資産	建物、土地	2百万円

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業用資産においては営業所を単位に、賃貸用資産・遊休資産においては個々の物件を単位にグルーピングしております。

当事業年度において当該資産の将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額、当該減少額を特別損失に計上しております。

回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は賃貸用資産の売却価額にて算定しております。

当事業年度（自 2024年11月21日 至 2025年11月20日）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年11月21日 至 2024年11月20日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	10,011,841	-	-	10,011,841

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	733,999	167	2,374	731,792

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 167株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少 66株

譲渡制限付株式報酬としての処分による減少 2,308株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年2月16日 定時株主総会	普通株式	338	36.50	2023年11月20日	2024年2月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年2月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	259	28.00	2024年11月20日	2025年2月20日

当事業年度(自 2024年11月21日 至 2025年11月20日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	10,011,841	-	-	10,011,841

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	731,792	81	2,460	729,413

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 81株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての処分による減少 2,460株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年2月19日 定時株主総会	普通株式	259	28.00	2024年11月20日	2025年2月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年2月19日開催予定の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定です。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年2月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	259	28.00	2025年11月20日	2026年2月20日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年11月21日 至 2024年11月20日)	当事業年度 (自 2024年11月21日 至 2025年11月20日)
現金及び預金	11,848百万円	11,103百万円
現金及び現金同等物	11,848百万円	11,103百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年11月20日)	当事業年度 (2025年11月20日)
1年内	75	75
1年超	145	89
合計	221	164

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性及び流動性の高い短期的な預金等を中心に行っております。資金調達については、必要時には様々な調達手段の中から最適な手段を選択する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金の信用リスクについては、「与信管理手続規程」に従い、取引先ごとに期日及び残高管理を行うとともに、経営状況をモニタリングすることにより、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び余資運用の債券であります。

業務上の関係を有する企業の株式については、定期的に時価や取引先の財務状況を把握し、取引先との関係を勘案して保有状況を検討しております。また、余資運用の債券は、信用リスクを軽減するために、安全性の高いもののみを対象としております。

営業債務である支払手形及び電子記録債務並びに買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形」「買掛金」「電子記録債務」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度(2024年11月20日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券(1)			
満期保有目的の債券	200	199	0
その他有価証券	550	550	-
資産 計	750	749	0

(1)市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」に含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は下記のとおりであります。

区分	2024年11月20日(百万円)
非上場株式	3
関係会社株式	20

当事業年度(2025年11月20日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券(1)			
満期保有目的の債券	-	-	-
その他有価証券	675	675	-
資産 計	675	675	-

(1)市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」に含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は下記のとおりであります。

区分	2025年11月20日(百万円)
非上場株式	3
関係会社株式	20

(注) 1 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年11月20日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	11,848	-	-	-
受取手形	227	-	-	-
電子記録債権	2,174	-	-	-
売掛金	9,386	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	200	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	-	-	300	-
(3) その他	-	-	-	-
合計	23,837	-	300	-

当事業年度(2025年11月20日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	11,103	-	-	-
受取手形	144	-	-	-
電子記録債権	2,067	-	-	-
売掛金	8,912	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-
(2) 社債	-	-	400	-
(3) その他	-	-	-	-
合計	22,229	-	400	-

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2024年11月20日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	253	-	-	253
その他	-	297	-	297
資産計	253	297	-	550

当事業年度(2025年11月20日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	278	-	-	278
その他	-	397	-	397
資産計	278	397	-	675

(2) 時価をもって貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2024年11月20日)

(単位 : 百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
その他	-	199	-	199
資産計	-	199	-	199

当事業年度(2025年11月20日)

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有しているその他債券は、取引先金融機関から提示された価格によっており、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度(2024年11月20日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	200	199	0
合計	200	199	0

当事業年度(2025年11月20日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2024年11月20日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
関係会社株式	20

当事業年度(2025年11月20日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
関係会社株式	20

3. その他有価証券

前事業年度(2024年11月20日)

区分		貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	253	95	157
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	253	95	157
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	297	300	2
	(3) その他	-	-	-
	小計	297	300	2
合計		550	395	155

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額3百万円)につきましては、市場価格のない株式等であることから上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2025年11月20日)

区分		貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	278	95	183
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	278	95	183
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	397	400	2
	(3) その他	-	-	-
	小計	397	400	2
合計		675	495	180

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額3百万円)につきましては、市場価格のない株式等であることから上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として確定給付企業年金制度を、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2023年11月21日 至 2024年11月20日)	当事業年度 (自 2024年11月21日 至 2025年11月20日)	(百万円)
退職給付債務の期首残高	881	892	
勤務費用	47	48	
利息費用	3	3	
数理計算上の差異の発生額	2	85	
退職給付の支払額	37	85	
退職給付債務の期末残高	892	773	

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2023年11月21日 至 2024年11月20日)	当事業年度 (自 2024年11月21日 至 2025年11月20日)	(百万円)
年金資産の期首残高	730	770	
期待運用収益	14	15	
数理計算上の差異の発生額	29	9	
事業主からの拠出額	33	33	
退職給付の支払額	37	85	
年金資産の期末残高	770	723	

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2024年11月20日)	当事業年度 (2025年11月20日)	(百万円)
積立型制度の退職給付債務	892	773	
年金資産	770	723	
未認識数理計算上の差異	121	49	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	137	102	
退職給付引当金	137	152	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	137	152	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(百万円)	
	前事業年度 (自 2023年11月21日 至 2024年11月20日)	当事業年度 (自 2024年11月21日 至 2025年11月20日)
勤務費用	47	48
利息費用	3	3
期待運用収益	14	15
数理計算上の差異の費用処理額	14	11
確定給付制度に係る 退職給付費用	51	48

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年11月20日)	当事業年度 (2025年11月20日)
債券	48%	45%
株式	28%	30%
その他	23%	23%
合計	100%	100%

長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前事業年度 (自 2023年11月21日 至 2024年11月20日)	当事業年度 (自 2024年11月21日 至 2025年11月20日)
割引率	0.41%	0.41%
長期期待運用收益率	2.00%	2.00%
予想昇給率	6.80%	6.60%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度45百万円、当事業年度43百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年11月20日)	当事業年度 (2025年11月20日)
繰延税金資産		
未払賞与	65百万円	59百万円
長期未払金	97百万円	100百万円
退職給付引当金	41百万円	47百万円
減損損失	141百万円	145百万円
その他	72百万円	72百万円
繰延税金資産小計	418百万円	426百万円
評価性引当額	154百万円	159百万円
繰延税金資産合計	264百万円	267百万円
繰延税金負債との相殺	248百万円	264百万円
繰延税金資産純額	15百万円	2百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	199百万円	204百万円
その他有価証券評価差額金	44百万円	53百万円
その他	5百万円	6百万円
繰延税金負債合計	248百万円	264百万円
繰延税金資産との相殺	248百万円	264百万円
繰延税金負債純額	- 百万円	- 百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年11月20日)	当事業年度 (2025年11月20日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
交際費等永久に損金に 算入されない項目	3.6%	4.4%
受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	0.0%	0.1%
住民税均等割	3.4%	4.3%
その他	3.2%	0.1%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	34.3%	39.2%

(表示方法の変更)

前事業年度の調整項目において区分掲記しておりました「税額控除」は重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

この結果、前事業年度の調整項目の「税額控除」 3.2%は、「その他」として組み替えております。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年11月21日以後に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

前事業年度（自 2023年11月21日 至 2024年11月20日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

品目別		金額
商品	建材・木材製品等	15,909
	住宅設備機器	14,064
	施工付販売	1,636
	その他	4,752
	小計	36,362
工事	完成工事高	24,923
	小計	24,923
顧客との契約から生じる収益		61,286
外部顧客への売上高		61,286

(注) 建材・木材製品等には、木質建材・非木質建材・合板・木材製品が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	11,897
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	11,788
契約資産（期首残高）	15
契約資産（期末残高）	25
契約負債（期首残高）	92
契約負債（期末残高）	97

契約資産は、主に工事契約に基づく建設工事において充足した履行義務に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客からの前受金及び工事請負契約に定められた支払条件に基づき顧客から受け取った未完工事受入金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は92百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当事業年度（自 2024年11月21日 至 2025年11月20日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

品目別		金額
商品	建材・木材製品等	14,128
	住宅設備機器	14,081
	施工付販売	1,578
	その他	4,235
	小計	34,024
工事	完成工事高	24,953
	小計	24,953
顧客との契約から生じる収益		58,977
外部顧客への売上高		58,977

(注) 建材・木材製品等には、木質建材・非木質建材・合板・木材製品が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	11,788
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	11,125
契約資産（期首残高）	25
契約資産（期末残高）	65
契約負債（期首残高）	97
契約負債（期末残高）	145

契約資産は、主に工事契約に基づく建設工事において充足した履行義務に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客からの前受金及び工事請負契約に定められた支払条件に基づき顧客から受け取った未完工事受入金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は97百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2023年11月21日 至 2024年11月20日)において、当社は、木材店、建材店、工務店、住宅会社等に対する新材、住宅設備機器等の建材販売事業（施工付販売含む）並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載は省略しております。

当事業年度(自 2024年11月21日 至 2025年11月20日)において、当社は、木材店、建材店、工務店、住宅会社等に対する新材、住宅設備機器等の建材販売事業（施工付販売含む）並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、開示対象となるセグメントはありませんので、セグメント情報の記載は省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2023年11月21日 至 2024年11月20日)

1 製品及びサービスごとの情報

新材、住宅設備機器等の建材販売事業（施工付販売含む）並びにこれらの付帯業務における外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める外部顧客がいないため、記載すべき事項はありません。

当事業年度(自 2024年11月21日 至 2025年11月20日)

1 製品及びサービスごとの情報

新材、住宅設備機器等の建材販売事業（施工付販売含む）並びにこれらの付帯業務における外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産が、貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める外部顧客がいないため、記載すべき事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2023年11月21日 至 2024年11月20日)

当社は、建材販売事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年11月21日 至 2025年11月20日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2023年11月21日 至 2024年11月20日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年11月21日 至 2025年11月20日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2023年11月21日 至 2024年11月20日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年11月21日 至 2025年11月20日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2023年11月21日 至 2024年11月20日)

記載すべき重要な事項はありません。

当事業年度(自 2024年11月21日 至 2025年11月20日)

記載すべき重要な事項はありません。

(1 株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2023年11月21日 至 2024年11月20日)	当事業年度 (自 2024年11月21日 至 2025年11月20日)
1 株当たり純資産額	1,481円56銭	1,514円55銭
1 株当たり当期純利益	77円47銭	59円38銭

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年11月21日 至 2024年11月20日)	当事業年度 (自 2024年11月21日 至 2025年11月20日)
当期純利益(百万円)	718	551
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	718	551
普通株式の期中平均株式数(千株)	9,279	9,281

3 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2024年11月20日)	当事業年度 (2025年11月20日)
純資産の部の合計額(百万円)	13,748	14,058
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	13,748	14,058
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	9,280	9,282

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	822	23	6	838	576	25	261
構築物	38	-	-	38	34	0	4
機械及び装置	63	-	-	63	48	4	14
車両運搬具	21	2	-	24	22	1	1
工具、器具及び備品	297	11	11	296	254	28	42
土地	1,320	-	-	1,320	-	-	1,320
建設仮勘定	-	0	0	0	-	-	0
リース資産	7	-	-	7	7	-	-
有形固定資産計	2,571	38	18	2,590	944	60	1,646
無形固定資産							
ソフトウェア	617	6	-	624	517	52	106
その他	31	76	-	108	-	-	108
無形固定資産計	649	83	-	732	517	52	214

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債				
長期預り保証金(営業保証金等)	273	263	0.123	-
計	273	263	-	-

(注) 1 平均利率は、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 営業保証金等は、返済期限については定めていないため、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の区分は行っておりません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	49	8	6	7	44
役員賞与引当金	19	16	19	-	16

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額及び債権回収による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	18
預金	
当座預金	5,897
普通預金	984
定期預金	4,200
別段預金	4
計	11,085
合計	11,103

受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
ライフデザイン・カバヤ(株)	26
(株)角屋ハウジング	17
桜田産業(株)	11
(株)ニスモ産業	10
桑原商事(株)	9
その他	69
合計	144

期日別内訳

期日別	金額(百万円)
2025年12月20日以前	59
2026年1月20日以前	53
2026年2月20日以前	15
2026年3月20日以前	16
合計	144

電子記録債権
相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
ケイアイスター不動産(株)	850
(株)飯田産業	339
アークランズ(株)	245
一建設(株)	215
(株)東栄住宅	65
その他	352
合計	2,067

期日別内訳

期日別	金額(百万円)
2025年12月20日以前	622
2026年 1月20日以前	743
2026年 2月20日以前	443
2026年 3月20日以前	258
2026年 4月20日以前	0
合計	2,067

売掛金
相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
ケイアイスター不動産(株)	615
(株)ヒノキヤグループ	453
(株)飯田産業	329
(株)よかタウン	237
ミサワホーム(株)	165
その他	7,109
合計	8,912

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円) (A)	当期発生高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	当期末残高 (百万円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
9,386	68,439	68,912	8,912	88.5	48.8

商品

区分	金額(百万円)
木質建材	203
非木質建材	67
合板	23
木材製品	167
住宅設備機器	148
施工付販売	2
その他	132
合計	744

未成工事支出金

区分	金額(百万円)
施工付販売	1,113
合計	1,113

貯蔵品

区分	金額(百万円)
収入印紙	0
計	0

支払手形

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
朝日ウッドテック(株)	33
(株)ナゴヤ辻文	9
(株)ノダ	4
ジャパン建材(株)	2
パーパス(株)	1
その他	0
合計	52

期日別内訳

期日	金額(百万円)
2025年12月20日以前	36
2026年 1月20日以前	11
2026年 2月20日以前	2
2026年 3月20日以前	2
合計	52

電子記録債務
相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
S M B 建材(株)	956
住友林業(株)	885
伊藤忠建材(株)	495
タカラスタンダード(株)	329
(株)日本アクア	173
その他	2,748
合計	5,588

期日別内訳

期日	金額(百万円)
2025年12月20日以前	1,352
2026年1月20日以前	1,345
2026年2月20日以前	1,516
2026年3月20日以前	1,373
合計	5,588

買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
(株)LIXIL	1,098
クリナップ(株)	330
S M B 建材(株)	320
住友林業(株)	290
双日建材(株)	270
その他	3,624
計	5,935

(3) 【その他】

当事業年度における半期情報等

(累計期間)	中間会計期間	当事業年度
売上高 (百万円)	30,416	58,977
税引前 中間(当期)純利益 (百万円)	525	906
中間(当期)純利益 (百万円)	325	551
1 株当たり 中間(当期)純利益 (円)	35.08	59.38

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	11月21日から11月20日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	11月20日
剰余金の配当の基準日	5月20日、11月20日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	電子公告 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL： https://www.kitakei.jp/
株主に対する特典	11月20日現在の所有株式数1,000株以上の株主に対し3,000円相当のギフト商品を、500株以上1,000株未満の株主に対し1,000円分、100株以上500株未満の株主に対し500円分のQUOカードをそれぞれ進呈

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利行使することができないことがあります。

- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ・取得請求権付株式の取得を請求する権利
- ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ・株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第66期(自 2023年11月21日 至 2024年11月20日)2025年 2月20日近畿財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第66期(自 2023年11月21日 至 2024年11月20日)2025年 2月20日近畿財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

第67期中(自 2024年11月21日 至 2025年 5月20日)2025年 7月 3日近畿財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2025年 2月20日近畿財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年2月18日

北恵株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 浦 大

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後 藤 英 之

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている北恵株式会社の2024年11月21日から2025年11月20日までの第67期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北恵株式会社の2025年11月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

完成工事高の期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当事業年度の売上高58,977百万円のうち、完成工事高は24,953百万円であり、売上高合計の約42%を占めている。</p> <p>会社は、木材店、建材店、工務店、住宅会社等に対する新材、住宅設備機器等の建材販売事業を行っており、そのうち会社手配による施工付販売を完成工事高として計上している。</p> <p>完成工事高については、【注記事項】（重要な会計方針）6 収益及び費用の計上基準 工事契約に記載のとおり、会社は、一定の条件を満たす場合、収益と原価を一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識している。なお、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合、原価回収基準にて収益を認識している。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しているが、短納期の取引が大半であるため、結果として当期は、そのほとんどが完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している。</p> <p>完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している完成工事高は、商品売上高と比較して相対的に多額なものが多く、特に期末月は会社の売上高に与える影響が大きいため、期間帰属の適切性に関して相対的にリスクを有している。</p> <p>以上から、当監査法人は、完成工事高の期間帰属の適切性を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、完成工事高の期間帰属の適切性を検証するために、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none">・完成工事高を適切に計上するため構築している内部統制の整備・運用状況の有効性を評価するために、関連文書の閲覧、関係する担当者への質問及び内部統制の実施記録の検証を、サンプルを抽出して実施した。・期末日前一定期間の売上データから一定額以上の取引及び無作為に抽出した一定件数の取引について、取引記録の正確性を確かめるために注文書、工事完了報告書等の関連外部証憑との突合を実施した。・営業所別の予算実績比較、得意先別の売上高比較等の異常点分析を実施した。・営業所別及び営業担当別の予算達成状況等を踏まえて、期末日前一定期間の売上データから一定の条件により抽出した取引について、合理性を確かめるために、分析、質問及び関連証憑との突合を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明している。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第2項の規定に基づく監査証明を行うため、北恵株式会社の2025年11月20日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、北恵株式会社が2025年11月20日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。